

決算特別委員会会議記録

決算特別委員長 河野 成司

1 日 時

令和4年10月14日（金） 午前10時00分から
午後 3時45分まで

2 場 所

本会議場

3 出席した委員の氏名

河野成司、馬場林、志村学、吉竹悟、清田哲也、阿部長夫、後藤慎太郎、衛藤博昭、井上明夫、三浦正臣、嶋幸一、元吉俊博、浦野英樹、木田昇、藤田正道、尾島保彦、玉田輝義、平岩純子、堤栄三、末宗秀雄、小川克己

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

森誠一、木付親次、古手川正治、羽野武男、守永信幸

6 出席した執行部関係者の職・氏名

商工観光労働部長 利光秀方、土木建築部長 島津恵造、警察本部長 松田哲也
ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

第87号議案令和3年度大分県一般会計歳入歳出決算の認定について、第91号議案令和3年度大分県中小企業設備導入資金特別会計歳入歳出決算の認定について、第92号議案令和3年度大分県流通業務団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、第96号議案令和3年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び第97号議案令和3年度大分県港湾施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行った。

9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

議事課委員会班	主査	飛鷹真典
議事課委員会班	主幹（総括）	秋本昇二郎
議事課議事調整班	主査	利根妙子
議事課委員会班	主任	松井みなみ
議事課議事調整班	主査	阿南絵理

決算特別委員会次第

日時：令和4年10月14日（金）10：00～
場所：本会議場

1 開 会

2 部局別決算審査

(1) 土木建築部

- ①決算説明
- ②質疑・応答
- ③内部協議

〔休 憩〕

(2) 商工観光労働部

- ①決算説明
- ②質疑・応答
- ③内部協議

(3) 警察本部

- ①決算説明
- ②質疑・応答
- ③内部協議

3 その他

4 閉 会

会議の概要及び結果

河野委員長 ただいまから、本日の委員会を開きます。

この際、付託された議案を一括議題とし、これより審査に入ります。

本日は土木建築部、商工観光労働部及び警察本部の部局別審査を行います。

これより、土木建築部関係の審査を行います。

執行部の説明は、要請した時間の範囲内となるよう要点を簡潔明瞭にお願いします。

それでは、土木建築部長及び関係課室長の説明を求めます。

島津土木建築部長 まず初めに、令和3年度決算特別委員会審査報告書に対する措置状況報告書について、2点御説明します。

タブレットの資料番号14、10ページを御覧ください。紙資料は9ページです。

まず、(2)収入未済の解消について、県営住宅使用料の収納状況です。収入未済額の縮減を図るため、滞納の早い段階から、きめ細かな納入指導を行うとともに、即決和解制度を活用するなど、長期滞納の未然防止に努めています。

続いて、決算特別委員会資料を御覧ください。タブレットの資料番号17、2ページ、紙資料は1ページです。

収入未済の解消に向けて取組を行った結果、資料の下の表、棒グラフで示している不納欠損額を除く収入未済額は、過去一番多かった左端の平成18年度の1億3,322万1千円から、右端の令和3年度には3,092万3千円と金額にして約1億230万円、率にして約77%縮減することができました。また、同じ表、マル印の折れ線グラフで示している現年度の使用料収納率は、令和3年度が全国2位の99.95%であり、未収金の発生防止も進めています。今後とも、収入未済額の縮減と収納率の向上に努めます。

次に、さきほどの措置状況報告書にお戻りください。タブレットの資料番号14、21ページ、紙資料は19ページです。

(3)個別事項の⑧建設産業構造改善・人材育成支援事業についてです。建設産業の人材確保に向けた施策については、ターゲットをしっかりと定め、効果的な方法を検討した上で実施しています。例えば、首都圏等で働く建設労働者に対しては、年代や地域を限定し、建設産業やU I Jターンに関連する言葉を検索した方にバナー広告を表示させることで、県内建設産業の情報を掲載した特設サイトへの誘導を行っています。また、小中学生とその保護者を対象とした体験型イベントでは、テーマを先端技術や災害現場のVR体験など興味関心を引くものとすることで参加を促しているほか、若者等に対する広報事業では、SNSや動画等を活用した魅力発信などに取組んでいます。今後も、年代や性別など様々な角度から施策の方向性を検討し、建設産業の人材確保に努めます。

続いて、令和3年度土木建築部の決算について、総括的に御説明します。

決算特別委員会資料を御覧ください。タブレットの資料番号17、3ページ、紙資料は2ページです。

まず、1の一般会計予算総額及び決算額についてです。表の左から2列目、一般会計の予算現額ですが、総務費、農林水産業費、商工費、土木費、災害復旧費及び公債費を合わせて、太枠にあるとおり1,767億4,822万2,100円です。これに対し、一つ右の支出済額の合計が1,174億8,864万9,677円です。一番右、不用額の合計は24億9,671万9,423円です。主な理由は、土木災害復旧費や砂防費の工事請負費が見込みを下回ったことなどです。

一つ下の表、翌年度への繰越額ですが、下から3行目の太枠の計の欄を御覧ください。

繰越明許費が1,422件、508億8,278万5千円、事故繰越が200件、58億8,006万8千円、合計1,622件、567億6,285万3千円となっています。主な理由

としては、繰越明許費が国の補正予算を受け入れたことなどによるものです。事故繰越については、令和2年7月豪雨の災害復旧工事などが集中し、作業員が不足したことにより不測の日数を要したことなどによるものです。

その下の2特別会計予算総額及び決算額については、後ほど関係課長から御説明します。

続いて、令和3年度における主要な施策の成果について、主な事業を御説明します。

大分県長期総合計画の実施状況について主要な施策の成果（事務事業評価）を御覧ください。タブレットの資料番号11、14ページ、紙資料は12ページです。

一番上の7番、子育て・高齢者世帯住環境整備事業です。これは、子育て世帯の住環境の向上や三世帯同居の支援、高齢者の暮らしの安心確保のため、住宅改修に要する経費を支援する市町村に対して助成等を行うものです。事業の成果ですが、ニーズにあわせた要件拡充や他事業と連携した事業PRを行った結果、令和3年度の補助件数は167件でした。今後も、多様化する県民ニーズの把握に努め、必要に応じて制度の見直し等を検討するとともに、助成制度の周知に努めます。

次に、タブレットの66ページ、紙資料は64ページです。

上から二つ目の8番、県営都市公園施設整備事業です。これは、公園利用者の安全性、快適性の向上を図るため、施設整備を実施するとともに、公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の計画的な更新を行うものです。事業の成果ですが、大分スポーツ公園においてテニスコート舗装更新等を、高尾山自然公園において疎林の広場舗装更新等を、それぞれ行いました。

次に、タブレットの94ページ、紙資料は92ページです。

一番上の7番、交通安全事業です。これは、児童生徒や高齢者等が安心して通行できる道路空間を整備するため、歩道の新設や防護柵の設置などを行うものです。事業の成果ですが、国道213号東堅来工区や県道庄内久住線仏原工区などにおいて歩道整備を行うとともに、完成

までに時間を要する箇所では、ドライバーに注意を促すカラー舗装など即効性の高い安全対策を実施しました。

次に、タブレットの132ページ、紙資料は130ページです。

上から三つ目の3番、河川事業です。これは、洪水や台風等による浸水被害から人家や公共施設を守るため、河川流量の確保、河川環境の整備保全を行うものです。令和3年度は、津久見川などでの築堤や護岸の整備、河床掘削のほか玉来ダムの建設等の事業を実施しました。事業の成果ですが、令和3年度末までに70地区で浸水対策を実施し、浸水被害の防止軽減を図りました。

次に、タブレットの134ページ、紙資料は132ページです。

上から二つ目の8番、砂防事業です。これは、土砂災害から人家や公共施設を守るため、砂防施設の整備保全を行うものです。事業の成果ですが、事業が完了した9か所を踏まえ、令和3年度末の累計土砂災害対策施設整備率は30.3%となっています。今後とも、県民の生命や財産を守るため、ハードとソフトの両面から土砂災害対策に取り組みます。

次に、タブレットの137ページ、紙資料は135ページです。

一番下の18番、地域の安心基盤づくりサポート事業です。これは、県民からの要請を受けて、土木事務所職員が自ら、あるいは委託業者が、河川、砂防設備、港湾施設等の軽微な補修、倒木や流木等の除去、草刈りなどを行うものです。また、地域住民が自主的に行う県管理施設の環境美化や防災活動に必要な資機材の確保、作業環境の整備によって、その活動を支援しています。事業の成果ですが、県民からの要請に対する対応率は86.0%となっています。今後とも、県民からの多くの要請に対し迅速な対応を心がけ、生活の安心感と満足度の向上を図ります。

次に、タブレットの270ページ、紙資料は268ページです。

上から二つ目の2番、建設産業女性活躍推進

事業です。これは、建設産業における女性の活躍を推進するため、経営者向けのトップセミナーをはじめ、女性のスキルアップに向けたドローンによる測量、積算やコスト管理など専門的知識を身に付けるセミナーなどを開催したものです。事業の成果ですが、女性の新規学卒者の県内建設業就職人数が61人となりました。加えて、経営者の女性活躍に対する意識の変化や参加者自身の成長につながるとともに、企業や職域を超えた横のつながりを生み出すことができました。今後も建設産業における女性活躍の推進に努めます。

次に、タブレットの365ページ、紙資料は363ページです。

上から二つ目の5番、港湾整備事業です。これは、港湾貨物を取り扱う、ふ頭用地等の整備を行うもので、令和3年度は重要港湾別府港や地方港湾臼杵港などにおいて、岸壁整備やふ頭用地整備などを実施しました。事業の成果ですが、最大係留可能隻数が539隻になったほか、船舶の大型化に対応した係留施設の整備などを着実に進めています。

次に、タブレットの368ページ、紙資料は366ページです。

一番上の1番、(公)道路改良事業です。これは、広域道路交通網の整備を推進するため、高規格道路や国道及び県道の整備を進めるもので、令和3年度は中津日田道路や国道197号鶴崎拡幅などの事業を実施しました。事業の成果ですが、県道中津高田線今津工区の供用開始、県道古江丸市尾線葛原から丸市尾工区の部分供用を開始するなど、道路整備を着実に進めています。

最後に、タブレットの372ページ、紙資料は370ページです。

一番下の2番、街路事業です。これは、都市計画道路において、道路の新設、拡幅による渋滞対策や、自転車歩行者道の整備による歩行者の安全確保などを進めるもので、令和3年度は庄の原佐野線や臼杵市の祇園洲柳原線などで事業を実施しました。事業の成果ですが、祇園洲柳原線や庄の原佐野線下郡工区、別府市の富士

見通南立石線等での用地買収、工事などを着実に進めています。

続いて、行政監査の結果について御説明します。令和3年度行政監査・包括外部監査の結果の概要を御覧ください。タブレットの資料番号16、3ページ、紙資料は1ページです。

2監査テーマ及び目的にあるように、令和3年度は県が関与する任意団体の状況についてをテーマに行われ、土木建築部では改善事項が2件あります。

次に、タブレットの4ページ、紙資料2ページを御覧ください。

改善・検討事項の1番目、任意団体の運営と県の指導状況のア規約についてです。これは、大分県木造住宅等推進協議会の規約において、規定が必要な基本的事項である総会の規定及び事務局を県庁舎内に設置する規定が整備されていなかったとの御指摘です。この御指摘に対して、県として当該協議会に対し、会則を改正し、総会の規定及び事務局を県庁舎内に設置する規定を整備するよう指導しました。この指導を受け、当該協議会では令和4年6月の総会に諮り、会則を改正、施行し総会及び事務局の設置に関する規定を整備しました。

次に、上から二つ目の任意団体の運営と県の指導状況のウ事務決裁に関する規程についてです。これは、大分県木造住宅等推進協議会において、決裁権者について定める規定等が整備されていなかったとの御指摘です。この御指摘に対して、県として当該協議会に対し、経理その他事務処理全般に係る決裁権者について定めた規定を整備するよう指導しました。この指導を受け、当該協議会では令和4年4月1日付けで、大分県木造住宅等推進協議会事務決裁規程及び会計規程を制定、施行し決裁権者に関する規定を整備しました。

続いて、包括外部監査の結果について御説明します。同じ資料のタブレットの9ページ、紙資料は7ページを御覧ください。

3監査テーマ及び監査対象にあるように、ICT関連施策に関する事務の執行及び事業の管理についてをテーマに行われました。

次に、タブレットの19ページ、紙資料は17ページを御覧ください。

土木建築部では、建設産業女性活躍推進事業で、改善及び勸奨事項を合わせて3件御指摘がありました。このうち、改善事項とされた1件について御説明します。上から三つ目の補助金での購入資産についてです。補助金で購入した資産を法定耐用年数以内で処分した場合は、補助金を一部返還する必要がありますが、業者から申告する方法になっており、県職員が現物を直接確認していないとの御指摘です。この御指摘に対して、今後は、業者往査時や業者との接触時に、補助金で導入した機器等の保有状況の確認を行うこととしています。御説明した改善事項に加え、勸奨事項についても検討、改善を行っていきます。

以上をもって、私からの説明を終わります。

引き続き、関係各課室長から御説明します。

石掛土木建築企画課長 土木建築部一般会計の歳入決算の主な事項について御説明します。

まず、歳入決算額の予算に対する増減額についてですが、資料番号9、令和3年度決算附属調書を御覧ください。タブレットの12ページ、紙資料の7ページをお開きください。

左の科目で2番目にある、土木費国庫補助金ですが219億2,222万8,637円の減収となっています。

次に、タブレット14ページ、紙資料の9ページを御覧ください。

科目の一番上、災害復旧費国庫補助金です。表の右の増減理由のうち、上から3番目にある、土木災害復旧事業費補助金ですが73億4,790万772円の減収となっています。

次に、タブレットの21ページ、紙資料の16ページをお開きください。

左の科目、土木債ですが126億6,500万円の減収となっています。これらの主な理由は、事業の一部を翌年度に繰り越したことになるものです。

続いて、タブレット32ページ、資料の25ページをお開きください。

収入未済額について御説明します。左の科目

の一番上、使用料及び手数料のうち土木使用料は3,705万3,585円となっています。主な理由は、県営住宅使用料の納入義務者の生活困窮によるものです。

歳入決算については以上です。

次に、歳出決算について資料番号10、令和3年度一般会計及び特別会計決算事業別説明書により各所属から御説明します。タブレットの260ページ、紙資料の251ページをお開きください。

まず、土木建築企画課関係分について御説明します。

第8款土木費第1項土木管理費第1目土木総務費ですが、決算額は8億9,074万5,163円です。そのうち事業説明欄の上から2番目、土木事務所運営費の決算額は1億2,237万2,360円です。これは、各土木事務所の会計年度任用職員の報酬などに要した経費です。同じページの第2目建設業指導監督費の決算額は6,306万5,334円です。そのうち次ページの、建設産業構造改善・人材育成支援事業費の決算額は1,798万5,939円です。これは、建設労働者のU I Jターン促進や就労環境改善の取組等を支援したものです。

下段にある第12款公債費の決算額は4億1,545万9,997円です。これは、地方道路整備臨時貸付金の償還に係る公債管理特別会計への繰出金です。

次に、タブレットの262ページ、紙資料の253ページを御覧ください。

公債管理特別会計の決算額は4億1,545万9,997円で、さきほど申し上げた一般会計からの繰入金と同額です。

五ノ谷建設政策課長 建設政策課関係分について御説明します。タブレットの263ページ、紙資料の254ページをお開きください。

第8款土木費第1項土木管理費第1目土木総務費の決算額は6億2,795万4,554円です。上から3番目の共生のまち整備事業費ですが、決算額は8千万円です。これは、高齢者や障がい者などすべての県民が自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加することができるよ

う、歩道等の改良、県有施設のバリアフリー化などに要した費用です。下から3番目の安全・安心を支えるインフラ点検事業費ですが、決算額は2,609万円です。これは、県民の安全安心を支えるため、損傷や劣化の進行が速い道路の自然のり面や河川の堤防、樋門、港湾岸壁などのインフラ施設の点検に要した経費です。

釘宮用地対策課長 用地対策課関係分について御説明します。タブレットの264ページ、紙資料の255ページをお開きください。

第8款土木費第1項土木管理費第1目土木総務費の決算額は194万1,234円です。一つ目の用地取得対策費ですが、決算額は82万6,434円です。これは、過年度に取得した用地の分筆登記等に要した経費です。その一つ下の収用委員報酬ですが、決算額は110万8,800円です。これは、収用委員7人に対する報酬です。その一つ下の収用委員会費ですが、決算額は6千円です。これは、収用委員会に係る経費です。

竹島道路建設課長 道路建設課関係分について御説明します。タブレットの265ページ、紙資料の256ページをお開きください。

第1項土木管理費第1目土木総務費ですが、決算額は85万円です。これは、高速自動車道建設促進事業費で、東九州自動車道の建設促進のための協議会及び期成会への負担金です。

次に、第2項道路橋梁費第1目道路橋梁総務費ですが、決算額は1億9,919万5千円です。1番目の道路橋梁調査費9,179万5千円ですが、これは、補助事業採択に向けた事前調査や道路台帳補正等に要した経費です。

タブレットの266ページ、紙資料の257ページをお開きください。

第3目道路新設改良費ですが、決算額は263億957万4,490円です。これは、道路の新設又は改良に係る経費です。例えば、上から3番目の(公)国直轄道路事業負担金ですが、決算額は51億9,798万9千円で、国が管理する一般国道の改築事業等に係る負担金です。

中村道路保全課長 道路保全課関係分について御説明します。タブレットの267ページ、紙

資料の258ページをお開きください。

第1目道路橋梁総務費で、決算額は2億6,474万3,501円です。

次に、第2目道路維持費で、決算額は234億5,867万6,662円です。

次に、タブレットの268ページ、紙資料259ページの事業説明欄下から4番目、(公)道路施設補修事業費ですが、決算額は93億2,705万5千円です。これは、道路ネットワーク及び交通の安全確保を図るため、定期点検により早期対策が必要とされた橋梁、舗装などの補修を行うとともに、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化に要した経費です。

次に、タブレット269ページ、紙資料の260ページをお開きください。

第3目道路新設改良費で、決算額は43億286万6,298円です。

次に、第5目橋梁新設改良費ですが、決算額は1億8,453万8千円です。

成瀬河川課長 河川課関係分について御説明します。タブレット270ページ、紙資料の261ページをお開きください。

第2款総務費第2項企画費第2目企画調査費で、決算額は6,824万3,976円です。

次にその下、第8款土木費第3項河川海岸費第1目河川総務費で、決算額は7億1,788万8,830円です。

タブレット272ページ、紙資料の263ページをお開きください。

第2目河川改良費で、決算額は183億1,519万4,477円です。そのうち事業説明欄一番下、(公)河川災害関連事業費の決算額は7億9,695万1千円です。これは、災害の再発を防止するため、被災河川の河積拡大等の改良復旧工事の実施に要した経費です。

次に、タブレット274ページ、紙資料の265ページをお開きください。

第3目海岸保全費ですが、決算額は2億8,390万5千円です。その下の第4目水防費ですが、決算額は3,372万2,429円です。

続いて、タブレット275ページ、紙資料の266ページをお開きください。

第11款災害復旧費第2項土木施設災害復旧費第1目土木災害復旧費で、決算額は127億3,310万6,077円です。これは、令和2年7月豪雨等で被災した公共土木施設の災害復旧事業等に要した経費です。

小野港湾課長 港湾課関係分について御説明します。タブレットの276ページ、紙資料の267ページをお開きください。

第2款総務費第2項企画費第6目交通対策費ですが、決算額は925万4,562円、その下の第7款商工費第1項中小企業費第3目通商貿易振興費ですが、決算額は1,768万円です。これは、九州の東の玄関口としての人流及び物流拠点の強化に向けたポートセールス活動等に要した経費です。

次に、タブレット277ページ、紙資料の268ページをお開きください。

第8款土木費第3項河川海岸費第3目海岸保全費ですが、決算額は10億7,829万8,299円です。これは、海岸保全施設の整備等に要した経費です。

次に、タブレット278ページ、紙資料の269ページを御覧ください。

第4項港湾費第1目港湾管理費ですが、決算額は2億5,173万5,590円です。これは、港湾施設の維持管理等に要した経費です。

次に、タブレット279ページ、紙資料の270ページをお開きください。

第2目港湾建設費ですが、決算額は45億222万9,435円です。これは、港湾の整備等に要した経費です。

次に、タブレット280ページ、紙資料の271ページを御覧ください。

第3目空港建設対策費ですが、決算額は6億89万8,281円です。これは、大分空港の整備に係る負担金などです。

次に、港湾課所管の特別会計について御説明します。

まず、歳入決算額の予算に対する増減額などについて、資料番号9、決算附属調書により御説明します。タブレット69ページ、紙資料の54ページをお開きください。

金額欄下から2番目の4億2,200万円の減収は、港湾施設整備事業特別会計の県債ですが、事業の一部を令和4年度に繰り越したことによるものです。

次に、収入未済額ですが、タブレットの75ページ、紙資料の58ページをお開きください。

金額欄上から2番目の港湾施設整備事業特別会計の使用料及び手数料で577万1,170円の未収となっています。これは、納入義務者の経営不振等によるものです。今後とも、分納計画の着実な実行の確保など、徴収に努力していきます。

続いて歳出関係について、資料番号10、決算事業別説明書により御説明します。タブレットの281ページ、紙資料272ページをお開きください。

臨海工業地帯建設事業特別会計です。

第1款大分臨海工業地帯建設事業費第1項第1目土地造成費ですが、決算額は16億1,864万8,550円です。これは、6号地の造成費に係る減債基金の積立て及び県債の償還金等に要した経費です。

次に、タブレット282ページ、紙資料の273ページを御覧ください。

港湾施設整備事業特別会計です。

第1款第1項港湾施設整備事業費第1目港湾施設管理費ですが、決算額は24億6,667万4,088円です。これは、上屋や野積場などの港湾施設の維持管理や県債の償還金等に要した経費です。

その下、第2目港湾施設建設費ですが、決算額は18億4,835万1,600円です。これは、ふ頭用地の造成等に要した経費です。

森崎砂防課長 砂防課関係分について御説明します。タブレット283ページ、紙資料の274ページをお開きください。

第8款土木費第3項河川海岸費第5目砂防費は、決算額144億3,744万3,783円となっています。事業説明欄上から4番目の砂防調査費ですが、決算額は7,527万9,105円です。これは、次年度の補助事業新規箇所の採択に必要な調査及び図面の作成等に要し

た経費です。

次に、タブレット284ページ、紙資料の275ページを御覧ください。

事業説明欄上から8番目の(公)緊急砂防事業費ですが、決算額は3億8,057万9千円です。これは、令和2年7月豪雨により土石流が発生した上谷川ほか2か所の砂防工事に要した経費です。

樋口都市・まちづくり推進課長 都市・まちづくり推進課関係分について御説明します。タブレットの286ページ、紙資料の277ページをお開きください。

第2款総務費第2項企画費第5目土地対策費で、決算額は2,751万7,615円です。これは、国土利用計画法に基づく適正な土地利用の促進や指導、地価調査等に要した経費です。

その下、第7款商工費第3項観光費第2目観光開発費で、決算額は1,631万8,683円です。事業説明欄の一番上、魅力ある景観づくり推進事業費ですが、決算額は1,602万1,683円です。これは、展望台等からの眺望を阻害する樹木の伐採等に要した経費です。

次に、タブレット287ページ、紙資料の278ページ、第8款土木費第5項都市計画費第1目都市計画総務費で、決算額は6,450万1,041円です。事業説明欄の上から4番目、都市政策推進費ですが、決算額は3,801万3,800円です。これは、現行の都市計画区域マスタープラン改訂の検討等に要した経費です。

次に、タブレット288ページ、紙資料の279ページ、第3目街路事業費の決算額は40億2,790万3,900円です。これは、庄の原佐野線下郡工区をはじめとする街路整備に要した経費です。

藤内公園・生活排水課長 公園・生活排水課関係分について御説明します。タブレットの290ページ、紙資料の281ページをお開きください。

第8款土木費第5項都市計画費第4目都市環境整備費ですが、決算額は15億4,971万8,254円です。上から2番目の公園維持管

理費ですが、決算額は1億4,046万5千円です。これは、大洲総合運動公園及びハーモニーパークの管理業務を、指定管理者へ委託した経費です。上から3番目大分スポーツ公園等管理運営事業費ですが、決算額は5億1,666万6,153円です。これは、大分スポーツ公園及び高尾山自然公園の管理業務を、指定管理者へ委託した経費です。

中園建築住宅課長 建築住宅課関係分について御説明します。タブレットの291ページ、紙資料の282ページをお開きください。

第1項土木管理費第3目建築指導費ですが、決算額は448万224円です。そのうち上段の建築基準法等施行事務費の決算額は274万4,739円です。これは、建築基準法による指導、監督及び許認可に要した経費や重要事項を調査審議するための建築審査会の開催等に要した費用です。

大谷公営住宅室長 公営住宅室関係分について御説明します。同じくタブレットで291ページ、紙資料の282ページです。

第6項住宅費第1目住宅管理費の決算額9億1,758万1,657円のうち、タブレット292ページ、紙資料の283ページをお開きください。上から4番目の県営住宅等管理対策事業費の決算額は5億8,445万8,232円です。これは、管理代行者である大分県住宅供給公社への管理委託経費や県営住宅の計画修繕などに要した経費です。

桑田施設整備課長 施設整備課関係分について御説明します。タブレットの294ページ、紙資料の285ページをお開きください。

第1項土木管理費第4目営繕費ですが、決算額は2億6,061万9,846円となっています。事業別には、一番上の県有建築物防災対策推進事業費ですが、決算額は1億4,522万7,988円です。これは、県有建築物の建築設備の防災対策強化や既存の吊り天井の耐震化を計画的に行うものです。令和3年度に実施した主な内容としては、豊後高田保健部の建築設備防災対策強化工事及び総合文化センターの吊り天井耐震化設計委託です。

河野委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し簡潔明瞭に答弁願います。

事前通告が3名の委員から出されているので、まず事前通告のあった委員の質疑から始めます。

堤委員 公共事業の入札について、5千万円以上は総合評価等を勘案して落札が決まりますが、県内中小企業で評価点の低い企業はなかなか落札することができないとの意見も寄せられています。公共事業を受注しなければ評価点等も上がらないと思いますが、このような声に応えるための方策及び対策は検討されているのか。また、今後検討するのか。

次に、主要な施策の成果の12ページ、子育て・高齢者世帯環境整備事業です。これは毎回質問していますが、昨年度の高齢者バリアフリー型リフォーム件数は92件で、今年9月は103件と伸びていますが、全体的には予算に満たない決算となっています。事業の周知等、県としては頑張っているのですが、若干疑問が残ります。台風被害等で修繕とリフォーム事業も増えると思いますが、これに対して好機と捉えて一般的な住宅リフォーム助成制度を創設したらどうでしょうか。

次に、決算事業別説明書の283ページ、がけ地近接等危険住宅移転事業費です。この事業の説明の中でもいろいろと書いていますが、どのような状況の方が移転したのか。また、移転等についてどのような意見が出されたのか。

最後に、台風第14号被害の湯平の花合野川の改修や県道の補修はどうか。地域へのたび重なる被害で宿泊業や土産屋等、なかなか商売を継続するにも困難を極めています。また移転等をすれば、さらなる疲弊も危惧されます。地域全体の再生を含めた公共事業の早期復旧と、商工観光労働部と一体になって、その地域をどうするのかを検討することが必要だと思いますが、そこら辺をどのように考えているのか。

秋月公共工事入札管理室長 公共事業の入札についてお答えします。

総合評価落札方式は、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき、工事目的物の品質を高めることを目的に、企業の技術力と入札価格の双方を評価し、落札者を決定する方法であり、全都道府県が導入済みです。

県では平成18年度に導入し、企業の技術力としては、技術提案のほか企業や技術者の施工実績、工事成績評定点、地域社会貢献度などを評価しています。

その評価については、例えば、総合評価落札方式の対象である一般土木A等級の工事において、予定価格4千万円以上5千万円未満については価格のみの競争としており、ここで受注すれば、企業や技術者の施工実績として、そして、企業努力により高い工事成績評定点を取ることによって評価を上げることが可能となっています。また、総合評価落札方式においても、技術者の評価点が低い企業が参加できるよう、技術者の工事成績評定点などの一部を評価対象外とする企業実績重視型を今年度から試行しています。

総合評価落札方式については、毎年度、実施状況を検証しながら改善しており、今後も引き続き、建設業界の意見や要望にもしっかり耳を傾けながら検討していきます。

中園建築住宅課長 子育て・高齢者世帯リフォーム支援事業についてお答えします。

本事業については、県の重要施策である子育て満足度日本一や健康寿命日本一の実現に向けた施策の一環として、明確な目的を持って取り組んでいます。

事業の周知については、各種講習会やリフォーム事業者、消費者向けのセミナー、各市町村報、新聞掲載やSNSなど様々な場において実施をしています。また、コロナ禍でテレワークに対応した改修工事の追加や子育てリフォーム支援型の要件緩和など、県民ニーズを踏まえながら事業の拡充等も図っており、実績も年々増加傾向にあります。

引き続き、県民ニーズの把握に努め、積極的な広報により制度の周知徹底を図り、住宅リフォームを支援していきます。また、台風第14号で被災した住宅の修繕とあわせて実施する高

齡者・子育てリフォームについても、本事業が活用可能である旨、市町村と連携して周知を図っています。今後も進行する少子高齢化社会への対応に重点を置いた住宅政策の視点から、リフォーム支援に努めていきます。

次に、がけ地近接等危険住宅移転事業についてお答えします。

令和3年度の本事業では、大分市、日田市、豊後大野市において、土砂災害特別警戒区域——レッドゾーンに所在していた危険住宅の所有者が区域外に移転しており、住宅除却費の上限である97万5千円を補助しています。

本事業は、危険住宅の所有者が自ら移転しようとする場合に、その費用の一部を助成するものです。移転等に対する意見等はありませんでしたが、例えば、宅地以外の石積擁壁の撤去も補助してもらえないかとか、撤去後の跡地に新しい建物が建てられないかといった御相談がありました。しかし、本事業は危険な住宅の移転を目的としていることから、いずれも希望には沿えないと回答しています。

森崎砂防課長 台風第14号における花合野川の被害についてお答えします。

花合野川では、令和2年7月豪雨で被害を受け、大きく三つの区間で対策工事を実施中でした。上流では仮設スリットの設置や新たな砂防ダムの計画を、中流の温泉街区間では河道を復旧するための復旧工事を、また、下流区間においては、川幅を広げる河道拡幅などを含めた改良復旧事業に着手していました。

今回の台風第14号では、これらは既に復旧工事に着手していたことから、被害は一定程度軽減できたものと考えていますが、特に温泉街や旧湯平小学校の区間などの広い範囲で被害が発生しました。県道湯平温泉線の約1.9キロメートル区間については、護岸が倒壊するなど大きな被害を受け、9月18日の台風発生から全面通行止めを余儀なくされましたが、鋭意応急対策を進めて、9月30日には片側交互通行により早期復旧に取り組んできました。

今後も復旧に関する国との協議などを速やかに進めながら、県道湯平温泉線の本復旧に努め

るとともに、花合野川の早期復旧に向け、全力で取り組みます。特に温泉街区間については、地域の方に寄り添いながら丁寧な説明を行い、復旧工事を進めるとともに、商工観光労働部とも地域再生の観点で連携して取り組んでいきたいと考えています。

堤委員 どうもありがとうございました。

入札の問題については、確かに言われるとおりでしょう。それでもそういう声があるということは、何とか公共工事に入りたい。入りたけれども、なかなかそううまく——結構多いですからね。満遍なく自分のところに来ればいいけど、そういうわけにはいかないから、そういうところはぜひまた検討も含めて、さきほど検討も若干していくと言っていましたから、ぜひその辺はお願いしたいと思っています。

それと、花合野川の関係は正にそのとおりですよね。道路というのは通行にも非常に大切だし、私も実際にその現場に入ってみたけど、人っこ一人歩いていないね。観光客は1組だけいたか。そういう状況で、地域そのものがすごく疲弊しているので、商工観光労働部と協議しながら、復旧と同時に地域再生と道路、また河川の災害復旧を一体として進めていく。天瀬町が今、努力されていますが、ああいう形でぜひ土木建築部として、商工観光労働部と検討して復旧のために頑張っていたきたいと思っています。

それと、リフォームの関係ね。台風第14号で、今からいろいろ行使をしなくてはという状況。高齢者以外の方も結構被害を受けているわけね。そういう方が利用できるように例えば、今回の災害復旧に関わってリフォーム助成をすとか、そういう柔軟な考え方もそろそろしていいのではないかと。特にまた資材が高騰して、中小零細企業は大変な状況だから、こういう災害復旧を含めて工事が発注される状況の中で、ぜひこれは一般的なリフォーム助成制度の流れの中での一つの端緒として取組をしてほしいです。そこら辺はどうか。

中園建築住宅課長 一般的なリフォーム助成制度への拡大ですが、九州各県を見ても導入がな

かなか進んでいない状況にあり、また、過去に他県で導入した経緯もあるようですが、なかなかうまくいかず、途中で事業を中止したと聞いています。そういった動向もしっかり見極めながら、慎重に判断していきたいと考えています。

堤委員 うまくいっているところもあるわけですよ。県産材を使ってやるだとか、いろんなことがあるわけだから、そういうのも含めて検討してほしいです。

特に台風被害、過去に実際、私の実家も被害を受けていますが、そういう方がリフォームすることにつながるよう、やはりぜひ考えてほしい。ぜひ再度検討して。これだけ確認しておきます。

中園建築住宅課長 委員が今言われた、うまくいっている事例等もあるとのことで、そういった他県の状況もしっかり見極めながら考えていきたいと思えます。

木田委員 主要な施策の成果132ページにある砂防事業についてお尋ねします。

目標指標の設定ですが、近年の災害は大変激甚化、頻発化しています。いろんな災害の復旧や防災対策に対する要望が多いのは承知していますが、この目標値の設定を見ると30%少々とあり、これだと対策すべき事業の予算が得られないことになって、事業の進捗が図られないのではないかと。この30%台という目標値の設定について上積みができないのかお尋ねします。

この中の急傾斜地崩壊対策事業、公共と単独がありますね。ほとんどの議員がこういった要望は受け付けて、各土木事務所等をお願いに伺っていると思います。この事業の採択状況、進捗状況についてお尋ねします。

例年の風水害で地元要望は多く蓄積されていると思いますが、現状、何件の要望を受けて、何件採択しているのか。今後、無災害と――災害が全然来なかった場合、現在要望が出ている事業が何年あれば完了できるのか。その見込みについて教えてください。

森崎砂防課長 まず初めに、目標指標の設定についてです。県内の土砂災害危険箇所は九州で

1番、全国でも5番目に多く、対策が必要とされる箇所は約5,700か所あります。その整備率は九州平均が26.5%、県内の整備率は御指摘のとおり30.3%です。

砂防ダムや急傾斜施設の整備には、1か所当たり2億円から4億円程度の費用が必要となり、おおむね3年から4年程度の期間を要して整備を行っています。このため、県では国土強靱化のための5か年加速化予算を最大限に活用して、令和2年度の補正予算から、これまでの2倍の規模になる218か所で事業を実施し、整備を加速しています。今後とも加速化予算を最大限に活用しながら、スピード感を持ってハード対策を推進していくとともに、土砂災害警戒区域の啓発や警戒避難体制の充実などソフト対策とあわせて、ハードとソフトの両輪で土砂災害防止、被害の軽減を図っていきたいと考えています。

続いて、急傾斜事業の採択と進捗状況についてです。急傾斜事業の実施にあたっては、地元要望のみならず、事業の採択要件を踏まえて、保全対象に避難施設や要配慮者施設、避難路などが含まれる地区などを重点的に実施しています。

さきの第3回定例会において、市町村から土木建築委員会への要望事項に対する取組状況で報告していますが、この中で急傾斜事業の要望箇所は合計114か所いただいています。そして現在、その全ての箇所で事業に着手済みです。なお、繰り返しになりますが、急傾斜事業では1地区の完成に3年から4年、そして、地区の全体の完成が年平均で約8か所、8地域程度となっている現状で、急傾斜事業の対象となる要対策箇所が3,300か所ありますが、このうち令和3年度までに完成したのが1,083か所です。全ての対策完了までにはまだまだ多くの費用と期間を要することに御理解を賜ればと考えています。

引き続き、令和2年度の補正から始まった国の5か年加速化対策予算を最大限に活用し、急傾斜事業についても強力に推進していきたいと考えています。

木田委員 大変御努力いただいて、予算獲得に励んでいただいている状況は分かりますが、単純に見て、今後災害がないとして33%に設定したら3年で解決するということなのか50%に設定すれば2年で解決する目標設定なのか、そういう理解でいいのか。多分違うかもしれませんが、ちょっと教えていただきたいと思いません。

やはりハード対策、ソフト対策とあり、避難すれば生命は守れますが、財産を守れなくなる可能性が発生しているわけですね。本事業の目的は生命と財産を守るというところにあるわけで、今回かつてない危険な台風第14号が来ましたが、今後そういった状況が毎年想定されるわけで、今回本当に要望箇所のところとか、いろんな意見を聞いていますが、冷や冷やの状況ですね。予算獲得は大変厳しいかもしれませんが、もう少し目標設定を上げて予算の獲得に励んでいただきたいと思うんですね。さきほど言ったとおり、50%にしたら2年で解決するような設定になるのか、そこを教えていただけますか。

森崎砂防課長 委員御指摘の目標値の設定、上限を上げるというお考えですが、さきほど申したとおり、我々としては加速化予算を使って倍以上の事業に着手しているが、どうしてもスピード感は従来どおりの期間を要するので、単純に目標率を上げれば事業スピードが進むというものではないと認識しています。ただ、加速化予算は今後も続いていく中で、最大限予算を確保して強力に進めていきます。そして、事業の進め方については、今回の台風の関係もありましたが、さきほど申した要配慮施設だったり、避難路や事前防災とあわせて、被害が起きたところについては速やかに緊急の工事を進め、再度災害防止の観点でも対策を進めています。そういった両面を持ってハード対策を進めています。

木田委員 ぜひ、頑張ってくださいと思います。落石があって、まだ擁壁ができていない状態の中で住民の皆さんが暮らしています。そういう要望はたくさん受けていますが、みんな

順番待ちでつらい状況を、ずっと冷や冷やししながら毎年過ごしているので、防災土木予算、復旧土木予算をもっともっと増額できるよう、決算委員会としても強く提言したいと思うので、ぜひ部長もよろしくお願いします。

島津土木建築部長 ありがとうございます。正に安全安心の確保という面で、土砂災害対策は喫緊の課題と認識しています。特に激甚化する災害の中でこの対策を一層進めていこうということで、本県知事も全国知事会国土交通常任委員長として、10月11日にも改めて来年度の予算編成、また今年度の補正予算の編成に向けた提言活動を行ってきました。

強靱化の5か年加速化対策予算、しっかり確保するように、あわせて次の計画に向けてもしっかりと歩みを進めていただきたいと国土交通大臣にも直接お願いを申し上げてきました。全体として予算の確保は何よりも大事です。まずはその点をお願いしてきました。

またあわせて私の方から、国土交通省の砂防部長等とも意見交換をしていますが、大分県は幸い、全国的に見ても非常に予算確保に御尽力いただいているという評価をいただいています。今後とも、しっかりと予算確保に努めながら、そして、立ち上げた事業がしっかり進むことが大切で、何よりもそのためには予算確保とあわせて用地の取得が一番大事です。急傾斜、あるいは砂防事業、いずれも用地を取得できないと一歩も事業が前に進みません。実際に過去立ち上げはしたけど、用地の関係で頓挫した事例もあるので、このあたりについては地域の方にも御協力いただき、また議員の皆様にもぜひとも引き続き、御支援をどうぞよろしくをお願いします。

尾島委員 2点ほどお願いします。

まず、1点目は道路保全について。ここ最近、鉄スクラップの価格が異常高騰を続けているようで、トン当たり6万5千円と価格提示していましたが、昨年来5万円から6万円と価格推移しており、これに伴って盗難が相次いだという記事がよく出ていました。道路には側溝の保全という観点からグレーチング、あるいは側溝だ

けでなく沈砂ますもあり、場合によってはチェーンプレートを使った保護がされているが、こういったものが盗難に遭う、大変危険な状態になっています。

質問は、昨年度と今年も含めて、県の管理道路において、盗難が何件あったのか教えていただきたいと思います。

それから、やはり盗難には防止対策が必要ですから、例えば、昔から行われているように、橋梁の排水ます、これは非常に危険だから、チェーンで連結されて取っつかれないようにしています。ですから、こういったグレーチングも、特に山間部ですが、通行量の少ないところで盗難に遭いますから、グレーチング同士の連結とか、場合によってはU字溝とグレーチングのボルトによる連結などによって盗難防止を図っていくべきと思いますが、その点についてお願いします。

それから、さきほど堤委員の災害復旧にも少し関連しますが、花合野川のように復旧途上の河川、あるいは工事が再び災害に遭うと、当然国の査定をまた受けることになります。こういった復旧途上にある工事が災害査定を受ける場合の国の査定評価がどうなるのか、1点お願いしたいと思います。

それから、気になるのが請負業者に対する工事代金の支払です。前渡金は別にして、工事の場合、普通は竣工検査あるいは年度途中においては起債部分、出来高、こういった検査を行って工事代金が支払われるのが鉄則ですよ。今回の場合のように復旧の途中で被害に遭う。そうすると、代金は当然支払うと思いますが、こういった成果物がない中で支払っていく。このことはどういう考えになるのかお願いします。

中村道路保全課長 グレーチング蓋の盗難についてです。そのまず1点目、昨年の県管理道路における被害状況ですが、別府土木事務所管内の日出町で集水ますのグレーチング蓋が1枚、側溝のグレーチング蓋が2枚、合計3枚の盗難被害が発生しています。ちなみに、今年度は現時点で盗難の確認、発生はありません。

2点目のチェーン固定などの防止策の検討に

ついてです。昨年度被害を受けた箇所については、再発防止を図るため、グレーチングと本体をチェーンで固定する対策を講じました。一般的に道路を横断する側溝については、はね上げによる事故防止を図るため、グレーチング蓋をボルトで固定していますが、道路と並行する側溝については、土砂の撤去など維持管理が容易に行えるよう、グレーチング蓋を固定していないのが現状です。

こうした中、盗難防止対策として、ボルトやチェーンによる固定のほか、最近ではグレーチング同士を連結させる連結クリップという比較的簡易な手法も開発されています。こうした状況も踏まえ、引き続きパトロールの強化に努めながら、側溝の補修などにあわせて、現場の特性に応じた対策に順次取り組んでいきたいと考えています。

成瀬河川課長 河川災害について2点御質問いただきました。

まず、災害査定の評価についてですが、災害復旧の工事途中で、再び被災した箇所においては、当該区間が改めて復旧できるよう、再度災害防止を含めた考え方を考慮しながら、もう一回査定を受け直すことになっています。また、工事費の支払についてですが、工事途中において施工している業者の日常管理で、写真や管理資料を作っているの、その資料等を業者に提出していただき、その内容を発注者が確認して、できた部分の工事費をお支払する取扱いになっています。

尾島委員 分かりました。ありがとうございます。グレーチングの件はよく分かりました。

それから、査定とか支払についてはそうだろうと思いますが、再び工事を今度発注するわけですから、崩壊した——例えば護岸をまた新たに査定し直して工事を発注しますよね。そうすると、当然そこで入札が発生しますが、今までやってきた業者との兼ね合いと言いますか、その辺の配慮はどうなりますか。お願いします。

成瀬河川課長 被災した箇所の工事の状況ですが、復旧事業が迅速に行われるようにという点と、もう一つ、被災を受けなかった箇所がやは

りあります。発注工事を受けた部分で、被災して壊れていない部分もあるので、通常よく行われているのが、被災した部分の損害はお支払いをし、その当初から受注している業者に、査定で内容が変わるので、変更契約で工事を継続して完成まで工事をしていただく措置を取っています。ただ一部、当該箇所以外にまた新たに壊れたところで工事金額が余りにも増えるとか、新しく延長が大幅に増える箇所については、また別途発注という取扱いもしていますが、おおむね変更契約で対応し、工事を迅速に進めているのが現状です。

河野委員長 ほかに、事前通告していない委員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

河野委員長 委員外議員で質疑はありませんか。

森委員外議員 通告していなくて申し訳ありません。主要な施策の成果の12ページにある、子育て・高齢者世帯住環境整備事業について伺います。

ニーズに合わせたPRとかを行ったと事業概要にあり、実際にその事業167件の住宅改修工事の補助を行ったということですが、当事者に対してどのように丁寧な説明を行ったのかについて、まずお聞きします。

中園建築住宅課長 子育て・高齢者世帯住環境整備事業ですが、子育て世帯の改修であるとか高齢者のバリアフリーを目的として実施しているものです。進める中で、例えば、国の住生活総合調査というのがあります。住宅の住環境に対する満足度、住み替えの目的など、居住者の意識や意向調査をしたものですが、そういった国の調査結果とか市町村の窓口で施工者や申請者に対してアンケート調査等を取り、ニーズ調査を行いながら事業を進めています。それを受け、制度の見直し等も行っており、申請者にはその内容を丁寧に説明しています。

森委員外議員 ありがとうございます。この事業については、この主要な施策の成果の中で、子育て満足度日本一を目指した大分県の目指すところ、人口政策の中でも大変重要な住宅政策の位置付けという形で私も認識しています。

まず、この資料についてもちょっと疑問がありますが、資料の8ページを見ていただくと、関係部局名に福祉保健部、商工観光労働部、教育庁とありますが、土木建築部が入っていないところで、まず連携が取れていないのではないかと、この資料からも見受けられます。土木建築部は今回、子育てしやすい環境づくりの推進の関係部局名に入っていないこの資料の在り方からも分かるように、もっと住宅政策に関して、人口減少対策に関して、土木建築部としてしっかり取り組むべきではないかと思います。これは部長に見解を伺います。

島津土木建築部長 子育て環境整備について御質問いただきました。資料の中に土木建築部の名称が入っていないことについては、誠に申し訳なく思っています。今後、しっかりと連携をさらに一層深めて、適切な対応をしていきたいと思っています。

森委員外議員 私も、一般質問で何回も取り上げています。土木建築部が主体的にもっと企画振興部と連携しながら、住宅政策を人口減少対策と結び付ける必要があると思っています。そういうものがこの資料に表れているのではないかと疑問を感じたので、あえて質問しました。よろしくお祈いします。

河野委員長 ほかに、委員外議員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

河野委員長 それでは、本日の質疑等を踏まえ、全体を通して委員から、ほかに何か質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

河野委員長 別にないので、これで質疑を終わります。

それでは、これをもって土木建築部関係の審査を終わります。執行部はお疲れ様でした。

これより内部協議に入るので、委員の方はお残りください。

〔土木建築部、委員外議員退室〕

河野委員長 これより内部協議に入ります。

さきほどの土木建築部の審査における質疑等を踏まえ、決算審査報告書を取りまとめたと思います。特に指摘事項や来年度予算へ反映させるべき意見、要望事項等がありましたらお願いします。

堤委員 さきほども質問しましたが、災害復旧において、道路や河川の復旧は当然土木建築部としてメインですが、その復旧方法とか地域の振興策も含めて検討する。天瀬が非常にいい例で、あそこは地域振興と河川改修を一体的に進めてきている状況が見受けられるので、ぜひそういう災害があった、小さな地域であったとしても、そういうのを含めて商工観光労働部、また企画振興部等と検討していただければと思っています。

もう一つは入札の在り方で、やはり入札の総合評価が、さきほど入札と言っていました。なかなか厳しい面があるんですね。そういったのは入札参加資格の総合評価について、今後いろんなケースも含めて検討していくと言っていたので、ぜひその中で、あまねく県内中小企業が入れるような体制も含めて検討をお願いします。

衛藤委員 さきほど森議員からもお話があったように、人口減少対策の中で、これから都市計画であったり住宅政策は、非常に重要な位置付けになると思います。それに対して、現段階ではメニューが非常に限られているので、その拡充を盛り込むようにぜひ入れていただければと思います。よろしくをお願いします。

河野委員長 ただいま、委員からいただきました御意見、御要望及び本日の審査における質疑を踏まえ、審査報告書案として取りまとめたと思います。

詳細については委員長に御一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

河野委員長 それでは、そのようにします。

以上で、土木建築部関係の審査報告書の検討を終わります。

暫時休憩します。

午前11時30分休憩

午後 1時00分再開

馬場副委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

これより、商工観光労働部関係の審査を行います。

執行部の説明は、要請した時間の範囲内となるよう要点を簡潔明瞭にお願いします。

それでは、商工観光労働部長及び関係課室長の説明を求めます。

利光商工観光労働部長 令和3年度決算特別委員会審査報告書に対する措置状況について御報告します。

お手元の資料のうち、資料番号14令和3年度決算特別委員会審査報告書に対する措置状況報告書を使って御説明します。

タブレットの8ページ、紙資料の6ページをお開きください。

(2) 収入未済の解消についてのうち、中小企業設備導入資金の措置状況を御報告します。右側の措置結果の欄の中ほどの3段落目を御覧ください。

財源の確保や公平な負担を徹底するため、主債務者の経営状況や連帯保証人の所得、資産の実態把握等を行い、新たな延滞の発生防止や未収債権の回収に努めており、令和3年度は49万円を回収しました。

今年度も債務者等に対する積極的な交渉などにより早期回収の徹底、強化を図るなど、収入未済額の減少に引き続き努めます。

続いて、タブレットの19ページ、資料の17ページをお開きください。

(3) 個別事項についてのうち、⑥先端技術の活用について御報告します。右側の措置結果の欄を御覧ください。

県では、平成29年より大分県IoT推進ラボを設置し、先端技術を活用した地域課題の解決と新たな産業創出に取り組んでいます。特に県民生活や企業活動の改善への期待が高く、ビジネスとしても将来性が見込める有望なプロジェクトについて、審査会を経て先端技術挑戦プロジェクト推進事業での補助事業として支援し

ています。

令和3年度は七つのプロジェクトを支援しており、例えば、県内企業2社が共同で取り組んだ測位衛星「みちびき」を活用したごみ収集運搬業務の効率化プロジェクトについて、開発したサービスの全国展開が開始されるなど、着実に地場産業の後押しにつながっています。

個人情報の保護に関しては、プロジェクト実施企業と意思疎通を密にするとともに、個人情報保護法にのっとり、必要な助言等を行います。

今後も、先端技術を活用した地域課題の解決、新産業の創出に向け、引き続き取組を推進します。

続いて、令和3年度の商工観光労働部関係事業の決算について御説明します。

お手元の資料のうち、資料番号10一般会計及び特別会計決算事業別説明書を御覧ください。

タブレットの150ページ、資料の143ページをお開きください。令和3年度歳出決算総括表です。

商工観光労働部の一般会計の歳出決算額は、一番上の表の左から4列目の支出済額欄、一番下1,061億9,410万2,658円です。また、中小企業設備導入資金特別会計の歳出決算額は、真ん中の表の支出済額欄、一番下8,467万5,820円です。さらに、流通業務団地造成事業特別会計の歳出決算額は、一番下の表の支出済額欄、一番下10億5,060万6,300円です。

続いて、令和3年度の主な事業について御説明します。資料番号11大分県長期総合計画の実施状況について、主要な施策の成果（事務事業評価）を御覧ください。

まず、タブレットの204ページ、資料の202ページをお開きください。上から2番目、中小企業金融対策費です。

この事業は、中小企業が資金の調達を円滑に行えるよう県制度資金を設け、民間や政府系金融機関による中小企業向けの金融を補完するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業、小規模事業者の借入れに対する利子補給を行うものです。

令和3年度は、金融機関と協調して4,346件、398億6,421万6千円の県内中小企業向けに各種の融資を行い、効果的な金融対策の推進に努めました。

その結果、右上成果指標の欄にあるとおり、県内の中小企業1社当たりの融資金額は114万8千円と目標を達成しました。

今後も引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響や社会経済情勢の変化に応じ、円滑な資金供給を行うことができるよう備えるとともに、再活性化や経営改善、災害発生時等、様々な資金需要に柔軟に対応していきます。

続いて、タブレットの222ページ、資料の220ページをお開きください。一番上、スペースポート推進事業です。

この事業は、大分空港における水平型宇宙港の実現を図るため、必要となる交渉や調査を行うとともに、スペースポートを核とした経済循環創出を推進するものです。

具体的には、大分空港の宇宙港としての活用に向けて、ヴァージン・オービット社と2週間に1度程度、定期的な打合せを行い、関連法令や技術関係を調査、確認するとともに、それらを踏まえ関係機関との調整を行いました。また、サプライチェーン構築に向けて、県内企業へのヒアリングや現地確認等を行いました。加えて、米国シエラ・スペース社、兼松株式会社と調整を進め、パートナーシップを締結しました。

このほか、大分空港に隣接する県有地を観覧エリアとして活用するため、測量や設計を実施するとともに、宇宙港についての理解増進や情報発信を行うための関連イベントや展示等も行いました。

引き続き、宇宙港の実現、宇宙港を核とした経済循環の創出を進めます。

続いて、タブレットの232ページ、資料の230ページをお開きください。一番下、おおいとLSIクラスター構想推進事業です。

この事業は、県内半導体関連産業の競争力強化のために、令和3年度は主な事業内容のとおりに、販路開拓支援において、コロナ禍で活動が制限される中、台湾との年2回の商談会をWe

bで開催したほか、新規取引先の拡大への助成等を行いました。技術力向上支援では、新分野進出等を目的とした研究開発や企業と学生との共同研究に対する支援等を行いました。

半導体関連産業の基盤強化については、国の主導により九州のコンソーシアムが立ち上がり、取組が進められています。こうした広域的な取組にも積極的に関与し、国の施策と連携しつつ、九州と県内の様々な施策の相乗効果も図り、産業の活性化とさらなる集積を推進していきます。

続いて、タブレットの244ページ、資料の242ページをお開きください。上から2番目、宿泊施設受入環境整備緊急支援事業です。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた宿泊事業者が実施した感染症対策機器の導入や食事処の個室化等のコロナ対策、ワーケーション向け通信環境整備等の新たな需要の取込みに向けた施設改修等を支援したものです。

昨年7月から12月までの6か月間申請を受け付けて、県内510施設に対して約16.8億円の助成を行いました。

今後も、宿泊事業者が実施するコロナ禍からの復興に向けた受入環境の整備等の支援に取り組みます。

最後に、タブレットの262ページ、資料の260ページをお開きください。一番上、県外若年者UIJターン推進事業です。

この事業は、福岡在住の若年者のUIJターン就職を促進するため、福岡市中心部に開設した拠点施設d o t.（ドット）を活用し、県内企業の情報発信を行うイベント等を実施するものです。

令和3年度は本事業の実施等により、主な活動指標としている学生会員の獲得や就職イベント等の実施について、いずれも目標を上回る実績値となっています。

一方で、右上成果指標の欄にあるとおり、福岡県内の大学新卒者で本県出身者の県内就職者数は268人に増加し、達成率も向上しましたが、目標に達しませんでした。未達成の要因の一つとして、福岡県内の大学への進学者数減少

があげられます。

引き続き、就職やキャリア相談を起点にイベント等を設計するとともに、d o t.の会員で構成する学生コミュニティと協働して、学生に寄り添いながら就職活動の初期段階から支援を行い、県内企業とのマッチングを進めることにより、県内就職者数のさらなる増加に努めます。

その他の内容については、後ほど担当課室長から説明します。

続いて、令和3年度行政監査及び包括外部監査結果のうち、商工観光労働部関係部分について御報告します。

資料番号16令和3年度行政監査・包括外部監査の結果の概要を御覧ください。

まず、行政監査についてです。タブレットの3ページ、資料の1ページをお開きください。

令和3年度は、2監査テーマ及び目的にあるように、県が関与する任意団体の状況についてをテーマに実施され、商工観光労働部に関する項目について改善事項を10件いただいています。

内容について御説明します。まず、タブレットの4ページ、資料の2ページをお開きください。

中ほどの改善・検討事項の一番上、区分の改善事項1について、雇用労働政策課所管の大分県シニア雇用推進協議会において、規約の設置目的に記載された法律名に誤りがあるなど、規定が必要である基本的事項の整備が不十分という御指摘をいただいています。

一つ下、改善事項2商工観光労働企画課所管の大分人権啓発企業連絡会及び産業科学技術センター所管の大分県溶接協会において、事務決裁に関する規程の中に、決裁権者に関する定めがないという御指摘をいただいています。

これら3件については、各団体において必要な規程を新たに制定するなど、既に措置済みです。

次に、タブレットの5ページ、資料の3ページをお開きください。

上から2番目、区分の改善事項4雇用労働政策課所管の大分県シニア雇用推進協議会及び産

業科学技術センター所管の大分県溶接協会において、専任職員の給与等に関する規程の内容と実態が異なっていたという御指摘をいただいています。

また、このページでは大分県シニア雇用推進協議会はほかにも3件の御指摘をいただいています。

一つ下の改善事項5は、総会で報告や議決すべき事項について、借入に係る報告や議決事項となっている規程の一部改正を諮っていなかったものです。

その下の改善事項6は、内部監査について、国の委託事業分のみ監査を行うなど、監査の内容が不十分であったものです。

さらに、一番下の改善事項8ですが、決算書に計上されていない借入利息等の支出や収入が確認されたという御指摘がありました。

これらについては、規約や規程の改正のほか、事務局内の手続は行っていたものの、総会での報告や監査の内容などが不十分であったものについては、監査の方法や決算書の作成方法の見直しを行うなど、全て措置済みです。

タブレットの6ページ、資料の4ページをお開きください。

上から4番目、改善事項12雇用労働政策課所管の大分県立工科短期大学校後援会及び大分県シニア雇用推進協議会において、任意団体の専任職員が物品を使用するにあたり、物品の部外貸付手続を適正に行っていなかったという御指摘をいただきました。

本御指摘についても、手続を規則にのっとり適正に行うよう関係団体への指導を行うなど、既に措置済みです。

続いて、包括外部監査結果の概要についてです。タブレットの9ページ、資料の7ページをお開きください。

令和3年度は、3監査テーマ及び監査対象にあるように、ICT関連施策に関する事務の執行及び事業の管理についてをテーマに実施され、商工観光労働部は監査の結果、4件の御指摘をいただきました。また、6まとめにあるように監査人から、県が推進する各計画やDX推進戦

略等を踏まえ、県民目線でビジョンを描くため、データに基づく事業展開やデザインシンキングを活用したバックキャスト的な施策の推進が望まれることや、DX推進本部会議を中心に、全庁で情報共有と部局横断的な連携を密に行い、様々な分野でのICTの導入、活用を一層推進することで、誰一人取り残すことのないDX先進県となることを期待するといった御意見をいただきました。

県としては、引き続きDX推進本部会議を中心に全庁での連携を密にするとともに、デザインシンキング研修等の人材育成のほか、今年度から設置したDX推進アドバイザー等の外部の専門的知見も取り入れながら、県政のあらゆる分野において、県民中心のDXを推進します。

続いて、いただいた指摘事項4件について御説明します。

まず、タブレットの14ページ、資料の12ページをお開きください。一番上、番号6-1中小製造業の生産性の程度とIoT活用度との関係性です。

ものづくり中小企業IoT化推進事業について、中小製造業のIoT活用と生産性との結び付きや事業効果がより明確になるように工夫されたいとの御指摘がありました。

こちらについては、令和3年度作成の事例集において、各企業の事業内容や従業員数等を記載するほか、課題と取組事例の一覧やIoTによる生産性向上のポイント欄を設け、事業効果を分かりやすく紹介する対応を行いました。また、上から2番目、番号6-2導入ハンドブック（成功事例集）のレイアウトです。

IoT導入ハンドブックは、読み手がIoT導入を検討しやすい、関心のある項目から読めるといった誌面構成・レイアウトが好ましいのではないかと御指摘を受けました。

こちらについては、令和3年度発行の製造業向けIoTソリューション集では、導入前の企業の課題や悩み、導入企業の事業効果、課題別ソリューションの一覧などを掲載し、読み手の関心のある項目から読み進めることができる工夫を行いました。

次に、上から3番目、番号7-1情報セキュリティに関する講話の参加率の向上についてです。

IT人材確保支援事業において、講話内容をより現実味のある内容に改める等により、参加率の向上を図るよう御指摘をいただきました。

今後は、実際に中小企業等において発生した情報セキュリティ事故や外部からの攻撃など、身近な事例を用いた内容に改めるとともに、企業側の興味関心の高いセミナーと共同開催する等の工夫を凝らすことで参加率を上げていく予定です。

最後に、一番下、番号8-1テレワーク導入企業の導入後のフォローについてです。

中小企業等テレワーク導入推進事業において、補助金にてテレワークを導入した中小企業のその後の活用状況についてフォローされたいと御指摘をいただきました。

こちらについては、導入企業の中から抽出した企業に活用状況を聞き取るとともに、令和3年度末には、全社に活用状況に関するアンケートを行い、把握した課題について、個別相談会などを通じて解決へつなげます。

岩尾商工観光労働企画課長 商工観光労働企画課の決算について、主なものを御説明します。

資料番号11大分県長期総合計画の実施状況について、主要な施策の成果（事務事業評価）を使って御説明します。

タブレットの202ページ、資料の200ページをお開きください。一番上、小規模事業支援事業です。

この事業は、商工会や商工会議所が取り組む経営改善普及事業を支援することで、小規模事業者の振興と経営の安定を図ることを目的としています。

令和3年度は、経営指導員等による経営革新や創業などに係る巡回指導について3万23回実施しています。

その結果、右上成果指標の欄にあるとおり、商工会等が支援した法律等認定企業数は、目標を大きく上回る127件となりました。

引き続き、コロナ禍や物価高騰等で打撃を受

けている小規模事業者に対し、きめ細やかな伴走型支援を行います。

平山経営創造・金融課長 経営創造・金融課の決算について、主なものを御説明します。

タブレットの206ページ、資料の204ページをお開きください。一番上、おおいたスタートアップ支援事業です。

この事業は、おおいたスタートアップセンターを中心に創業の裾野拡大と成長志向の高い起業家の発掘、育成を行うことを目的としています。

令和3年度は、市町村や商工団体等と連携しながら、創業啓発セミナー等を各地域で開催するとともに、成長志向の高い起業家に対する伴走支援をはじめ、留学生や女性など対象を絞った支援も実施しました。

その結果、右上成果指標の欄にあるように、創業支援件数は560件となり、コロナ禍であっても創業を目指す意欲の低下が見られないことなどから、目標値をおおむね達成することができました。

引き続き、ベンチャー企業支援を行う人材の育成といった新たな取組も加えながら、県内各地で本事業を推進します。

続いて、特別会計について御説明します。

タブレットの207ページ、資料の205ページをお開きください。中小企業設備導入資金貸付金・償還金・繰出金（特別会計）です。

この事業は、中小企業者の事業共同化、協業化、集団化等による経営体質の改善を図るため、必要な資金の融資を行うものです。

令和3年度は、中小企業基盤整備機構に対し広域的なガス事業に要する資金1件を貸し付け、右上成果指標の欄にある目標数値を達成しています。また、高度化資金の貸付先である事業者からの返済金について、中小企業基盤整備機構への償還及び一般会計への繰り出しを行っています。

今後とも計画に基づいた資金供給を行います。

島田工業振興課長 工業振興課の決算について、主なものを御説明します。

タブレットの233ページ、資料の231ペ

ージをお開きください。一番上、自動車関連産業企業力向上事業です。

この事業は、大分県自動車関連企業会を推進母体として、県内企業の技術力向上や人材育成を行い、自動車関連産業への新規参入や取引拡大を図るものです。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症が各企業の操業、企業会の活動に大きな影響を与えた1年でしたが、主な事業内容のとおり、企業会を通じた支援として、金型補修技能講習では、ダイハツ九州や県立工科短期大学校と連携し、基盤となる技術力の習得を図ったほか、電動化セミナーや次世代自動車関連産業研究会の開催など、自動車産業の新たな動きに対応するための取組等を行いました。

今後も人材育成や取引拡大等の支援を通じて、自動車関連産業の振興、集積に取り組んでいきます。

遠山新産業振興室長 新産業振興室の決算について、主なものを御説明します。

タブレットの234ページ、資料の232ページをお開きください。エネルギー関連産業成長促進事業です。

この事業は、市場の成長が期待されるエネルギー産業を育成するため、本県の強みをいかした研究開発などを支援しています。

令和3年度は、主な事業内容のとおり、大分県エネルギー産業企業会の運営により、水素関連産業の事業化支援やスマートコミュニティ形成などのエコエネルギーに関する県内企業のチャレンジを支援するとともに、大分県版水素サプライチェーンの実証や県内企業の展示会出展等を支援しました。

これらの取組により、成果指標欄にあるように、研究開発や販路開拓などの事業化件数の目標値15件を達成しています。

引き続き、2050年カーボンニュートラル実現へ向けて、水素関連産業のさらなる事業化を推進するとともに、地域課題の解決や地方創生につながる取組を支援していきます。

藤井DX推進課長 DX推進課の決算について、主なものを御説明します。

タブレットの222ページ、資料の220ページをお開きください。一番下、おおいたDX推進事業です。

この事業は、民間事業者等のDXの取組を下支えするため、ビッグデータの利活用に向けた連携基盤の整備や人材の育成等に取り組むことを目的としています。

令和3年度は、DXを支える人材育成として、小中学生向けのプログラミング教室や高校生向けのIT業界に関する出前授業、民間企業向けのAI、ビッグデータ等DXに関するセミナーなど各世代でDX人材を育成しました。また、誰一人取り残さないため、地域の高齢者にスマートフォンの楽しさや便利さを伝える支援員を育成し、デジタルデバインド解消にも努めました。

さらにDXを支えるデータ利活用を促進するため、オープンデータの有用性やデータ提供を周知し、本年3月には全市町村でオープンデータが公開され、データ利活用の環境が整備されつつあります。

今年度も引き続き、DXの取組を下支えするため、デジタル人材の育成や基盤整備に取り組むとともに、専門的知見を持つ外部のDXアドバイザーを活用し、本県のDXを一層加速して取り組みます。

山本商業・サービス業振興課長 商業・サービス業振興課の決算について、主なものを御説明します。

タブレットの216ページ、資料の214ページをお開きください。上から2番目、県産加工食品海外展開サポート事業です。

この事業は、県産加工食品の輸出を促進するため海外展開に取り組む事業者に対し、取組段階に応じた支援をすることを目的としています。令和3年度は、海外展開に挑戦したい事業者のファーストステップ支援として、海外向けECサイトを活用して香港、シンガポールでの現地販促イベントなどプロモーション事業を実施し6商品が定番化に成功しました。

既に進出している事業者に対しては、販路開拓に向けた着実な土台作りを目的に現地でのフェアや商談会を開催し、事業者の販促機会の創

出に努めるなどして、貿易商社等への延べ商品提案数は、目標の120品を大きく上回る437品を提案いただきました。

今後も、こうした事業者の各段階に応じた支援を行い、県産加工食品の輸出拡大に努めます。

足立企業立地推進課長 企業立地推進課の決算について、主なものを御説明します。

タブレットの229ページ、資料の227ページをお開きください。一番上、リモートワーク誘致推進事業です。

この事業は、在宅勤務等の新しい働き方に対応した企業誘致を推進するため、民間事業者が行うサテライトオフィス整備を支援する市町村や首都圏等からの社員の移住を伴うリモートワークを推進する事業者に対し助成するものです。

令和3年度は、主な事業内容のとおり、民間事業者が行ったオフィス整備を支援した別府市に対し、1件助成しました。また、移住した社員が移住先から本社等への出張費用を補助する遠隔地勤務支援補助金について、支出はなかったものの、本事業を契機として令和4年3月末時点で11名、現時点で13名の社員の移住が実現しています。

成果としては、成果指標のとおりサテライトオフィスへの企業誘致件数が累計で2件となりました。

今後は市町村との連携を強化し、サテライトオフィスへの企業誘致を一層進めるとともに、首都圏等からの人の誘致にも力を入れていきます。

続いて、特別会計について御説明します。

上から2番目、流通業務団地造成事業（特別会計）です。

この事業は、東九州における広域的な流通拠点の形成を図るために整備された、大分流通業務団地に係る安全、防災、環境対策と起債償還のための基金積立てを行うことを目的としています。

令和3年度の流通業務団地分譲面積は成果指標のとおり39万9,899平方メートルとなり、目標を上回っています。

必要な維持管理を行いながら、引き続き誘致

活動に取り組みます。

木内雇用労働政策課長 雇用労働政策課の決算について、主なものを御説明します。

タブレットの264ページ、資料の262ページをお開きください。一番下、外国人労働者受入対策支援事業です。

この事業は、県内企業の求める外国人労働者の適正で円滑な受入れを促進するため、県内企業向けのセミナーを開催するとともに、本県で働く魅力を国内外の外国人へ発信するものです。また、令和2年度3月補正にて予算化した新型コロナの水際対策により、外国人労働者を受入れる際に企業等が負担しているかかり増し経費の補助について、予算の繰越しを行い令和3年度に執行しています。

令和3年度は、主な活動指標としている県内企業向けのセミナーを3回開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響で開催が2回になりました。開催したセミナーについては、一定の参加者を確保することができましたが、右上成果指標の欄にあるとおり、セミナー参加者数は112名と目標に達しませんでした。

今年度は受入企業に対し、様々な国籍、在留資格の外国人材が活躍できる環境を整備する必要性についてセミナーを通じて伝えることで、外国人労働者の適正、円滑な受入れを支援します。

安田観光誘致促進室長 観光誘致促進室の決算について、主なものを御説明します。

タブレットの240ページ、資料の238ページをお開きください。一番上、インバウンド推進体制整備事業です。

この事業は、コロナ収束後の訪日外国人観光客の来県につなげるため、旅行会社やメディア、顧客との関係づくりや情報発信を強化したものです。

具体的には、観光情報発信チャンネル「沸騰大分」で県内各地の歴史や文化、アクティビティ、宿泊、食等の最新の観光情報に加え、それに携わる地域の方も紹介し、目標を上回る15万人超のフォロワーを獲得しました。また、英国・大洋州へ設置した現地代理人（レップ）を

活用し、旅行会社向けセミナーでモデルコースの紹介を行ったほか、旅行博への出展、現地業界誌での情報発信等を行ったものです。

今年度は、留学生を活用した情報発信を行うほか、10か国地域に設置した戦略アドバイザーと連携した現地旅行会社との商談を開始するなど、本格的なインバウンド復活に向けて、一層取組を強化していきます。

岩尾商工観光労働企画課長 続いて、決算額の予算に対する増減額、収入未済額等について御説明します。

資料番号9令和3年度決算附属調書を御覧ください。

まず、一般会計決算のうち、主なものを御説明します。

タブレットの12ページ、資料の7ページをお開きください。歳入決算額の予算に対する増減額調書です。

一番左の科目欄の一番上、商工費国庫補助金のうち、減収となったものの中から4番目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金26億6,445万7千円は、営業時間短縮要請協力金給付事業費等の繰越明許等によるものです。

次に、タブレットの27ページ、資料の21ページをお開きください。不用額調書です。

一番左の科目欄、下から10行目の中小企業振興費188億1,063万1,159円は、中小企業金融対策費の貸付金等が見込みを下回ったことによるものです。

その3行下にある工鉦業振興費2億4,718万3,152円は、ものづくり中小企業コロナ危機対応再興支援事業費等の補助金が見込みを下回ったことによるものです。

続いて、特別会計における歳入関係を御説明します。

タブレットの71ページ、資料の55ページをお開きください。不用額調書です。

一番左の科目欄の上から三つ目の項目、中小企業設備導入資金特別会計の予備費1,384万4千円は、充当事業がなかったので全額を翌年度に繰り越したものです。

次に、タブレットの74ページ、資料の57ページをお開きください。収入未済額調書です。

一番左の科目欄の上から二つ目の項目、中小企業設備導入資金特別会計の諸収入8億9,955万1,504円は、高度化資金貸付金が、貸付先の倒産や経営不振により延滞となっているものです。

馬場副委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔明瞭に答弁願います。

事前通告が5名の委員から出されているので、まず事前通告のあった委員の質疑から始めます。

堤委員 まず、主要な施策の成果の201ページ、中小企業・小規模事業者事業継続支援金給付事業です。第1期と第2期で延べ1万7,046件、約34億6千万円の給付を実施しています。売上げが減少した事業者にとって助かった事業ですが、該当しない事業者でもコロナによる影響は大変であったと思います。ただ、単純に売上げ30%減少という数字で見ると、25%減少の人とどう違うのかなど制度上の問題が今回見えてきました。今回の課題を教訓として減少率を段階的にすることも検討すべきですが、どうでしょうか。

次に、主要な施策の成果の202ページ、中小企業金融対策費です。

コロナの資金繰り支援で倒産、廃業は抑制されていますが、今後の返済が大変危惧されます。既債務の借換えや金利免除、返済期間延長などの条件変更等を頑張ってやっているけれども、その実態はどうか。昨年決算特別委員会では、条件変更については99%を超える高い値と答弁をしていますが、今はどうでしょうか。コロナ禍を原因とする返済が滞っている現状は把握をしているのでしょうか。

最後に、主要な施策の成果の227ページ、企業立地促進事業です。企業誘致に反対するものではありませんが、補助金漬けの立地推進が問題と考えています。今回は設備投資等に約2億6千万円の補助金を出していますが、これに

より期間の定めのない正規雇用はどれくらい増えたのか。また、これまで補助金などを出したが撤退した企業はあるのか。そのときの補助金の取扱いはどうか。

最後に、226ページの約26億円の工業団地開発推進事業では、今後の企業立地計画はどうなっているのでしょうか。

岩尾商工観光労働企画課長 それではまず、中小企業・小規模事業者事業継続支援金給付事業についてお答えします。

事業継続支援金の売上減少率の要件については、当時、月次支援金など国の制度が売上げ50%以上減少の事業者を対象としていたことや、他県の類似制度の状況を踏まえて30%に設定しました。

本県の制度についての要件や給付額については、九州各県の類似制度と比較しても手厚い制度となっていました。また、市町村の給付金では30%より低い20%に設定していたところもあり、国、県、市町村がすみ分けながら支援してきた側面もあります。

今後とも、その時々状況に応じて最適な制度設計を検討していきたいと考えています。

平山経営創造・金融課長 中小企業金融対策費についてお答えします。

県制度資金の昨年度の借換えは700件、100億円となっています。また、条件変更については令和4年3月31日時点で572社、876件、106億円となっています。

県ではこれまで金融機関及び信用保証協会に事業者からの相談や元金返済猶予等の条件変更の申出に積極的な対応を行うよう、たびたび要請を行っています。

その結果もあって、金融庁公表の金融機関が条件変更に応じた割合は令和2年3月から本年6月までの実績で、昨年と同様に99%を超える高い値となっています。また、返済が滞っている状況の把握については、返済が困難となる場合は大多数の企業が条件変更の申出を行うことから、適宜、県制度資金の条件変更の状況把握を行っています。あわせて、金融機関の支店訪問や大分県中小企業サポート推進会議での情

報交換等により状況の把握に努めています。

今後も、金融機関及び信用保証協会に対し必要に応じ返済条件の緩和などについて要請するとともに、融資返済の状況について注視します。**足立企業立地推進課長** 企業立地促進事業と工業団地開発推進事業について御質問いただきました。

まず、企業立地促進事業で期間の定めのない正規雇用者数というお尋ねですが、令和3年度の補助金約2億6千万円に関して補助対象となる常用雇用者数は283人です。

次に、進出企業の撤退ですが、令和3年度、過去に補助金を交付したことのある北部地域の事務機器製造企業が1社、それから南部地域のIT関連企業が1社撤退しています。説明したこの2社は、返還対象とはならなかったのですが、補助した設備に仮に残存簿価があれば、補助金交付要綱に基づき返還を求めています。

次に、工業団地開発推進事業についてです。当事業の主な支出のうち、貸付金約24億円については、北部中核工業団地と玖珠工業団地において未売却の土地があるため、県に代わり工業団地を造成、販売している大分県土地開発公社への貸付金です。

北部に集積している自動車産業の受皿である北部中核工業団地は、工業再配置促進法に基づき大都市から地方への企業の再配置を目的として整備されて16社が進出しています。また、玖珠工業団地は過疎地域への製造業誘致を目的として整備し、1社が進出しています。

今回、大規模工業団地の整備に対する市町村補助を拡充しているように、広大な工業用地の需要が高まっています。玖珠工業団地は10ヘクタールクラスの土地としてすぐに企業に提案できる県内唯一の場所です。県としても積極的に売り込み、コロナ禍でも現地案内も行っています。県外事務所とも協力し、早期の誘致に努めたいと考えています。

堤委員 この事業継続支援金の問題ですけれども、これは以前からずっと、売上げ29%減少はどうなのかと、いろいろ問題が発生しているんですね。だから、市町村がやっているからで

はなくて、県内全体の中小企業の経営が苦しい中で、県としてどうするかを考えないかんわけです。全ての市町村がやっているわけではないよね。今でも市町村の中では15万円を支給している制度があって非常に進んでいるところもあるわけです。だから、そういう点では、確かに国は50%から30%に下がっているけれども、今後やはり20%台はどうか、10%台はどうかと細かな制度設計をしていった方が、多くの中小零細企業を救うし、結局経営が安定化していくことは、最終的には県税の収入につながってくるわけですからね。そういうのをぜひ考える時期だと思うんですね。今後仮に、第8波、第9波があった場合に、そういう対応を取るわけですから、ぜひ考えるようにしていただきたいんだけど、そこら辺を再度質問します。

もう一つ、融資制度の関係で、今から返済が始まる、始まっているところもあるんだけど、今まではゼロゼロ融資とかいろいろあったんだけど、結局、条件変更ができる状況であったとしても、さらなる条件変更をしないと経営が成り立たない中小企業が実際にいるんですよ。今、物価が上がっているでしょう。なかなか物が売れない。単価を下げないとしょうがない。しかし、それだと利幅が下がる。なおさら返済ができなくなるわけです。そういう方に対して、条件変更の上の条件変更、そういうところまで含めて相談ができるのかどうかと、あと、もう1個気になるのが、信用金庫とか、そういう地域の中小の金融機関が大変厳しい状況になって弁済不能になったときに、やっぱり地域経済まで疲弊してしまうわけだ。そういう地域の中小の信用金庫に対する施策があるのかを再度お聞かせください。取りあえずそれだけ。

岩尾商工観光労働企画課長 ただいま事業継続支援金について再質問をいただきました。委員御指摘のとおり、なるべく広くとの考えはごもっともかなと思います。ただ、私どもも県として事業を構築するときに、やはり国が一番大きい事業をつくって、それをいかに補完するかで県が対策を打ち、それを見て市町村がまた補完

する形で、やはり重層的に支援していくのが一般的な事業の枠組みになると思います。そういう中で、国も事業復活支援金については30%に率を落としたので、私どもがどういう支援策を今後打つかについては、また今後国がどのような支援策を打ち出すかを見ながら考えたいと思っています。また経済対策も国の動向をしっかりと踏まえながら、県内事業者の御意見も伺いながら、対策を考えていきたいと思っています。**平山経営創造・金融課長** 制度資金の借換えについては、通常の資金の借換えに加えて、ポストコロナ対策として、社会経済再活性化資金や二つの資金を用意して対応しています。また、物価やエネルギー対策についても、9月の補正予算でお願いしたように、二つの制度資金をつくり十分対応する準備をしています。

あと、借換えの99%については、地方銀行、信用金庫等にかかわらず、99%以上の条件変更をしているので、このような対策も十分見ながら経済状況等を注視していきたいと考えています。

堤委員 地方銀行の関係ではなくて、信用金庫の経営安定化、つまりそれだけ借入れ、返済が厳しい中で、そういうところも厳しくなるわけです。それに対する対策はどうですかと聞きよる。

平山経営創造・金融課長 現在、保証協会による保証制度を設けており、仮に企業等で事故が発生して倒産しても、補償制度による代位弁済を行っているので、信用金庫等の小さな金融機関に対しても十分な対応を取っています。

木田委員 主要な施策の成果232ページのエネルギー関連産業成長促進事業ですが、水素の活用についてお尋ねします。

水素サプライチェーンの構築に向けた取組は大変理解できます。私ども会派でも先般、水素の利活用について大分工業高等専門学校の松本教授に話を聞いて、遠山新産業振興室長も今度、高専フォーラムに御参加されるということで大変御活躍と伺っています。

今、水素を生成する技術の開発が進んできていると思いますが、その生成された水素をどう

活用していくか、ニーズをどう掘り起こしていくかを同時並行で検討すべきだと思うんですが、こういった議論があったのか教えていただきたいと思います。特に商工観光労働部だけでなく、他部局との連携についてですね。例えば、東京都では公共交通部門で水素のF C Vのバスが走ったりとかがあると思うんです。大分県でもエアライナーで導入できないかとか、あるいは今度ホーバーができて、多分シャトルバスとか出てくると思うんです。そういったことで、大分県で生成された水素が地産地消で使われる、それは他部局とも連携する必要があると思うんですが、そういった議論がどうなのかを教えてください。

遠山新産業振興室長 水素サプライチェーンの関係です。

エネルギー関連産業成長促進事業の水素の活用についてお答えします。

カーボンニュートラルの達成に向けて、水素は必要不可欠なエネルギーに位置付けられています。県内ではエネルギー産業企業会を中心に、生成された水素の圧縮、運搬に関する実証事業に着手しており、県内の水素ステーション等への供給を予定しています。

また、エネルギー産業企業会では、水素を活用した海上から停泊船舶への電力供給や燃料電池式港湾クレーンへの水素供給に向けて、企業間のマッチング等も実施しています。

他部局との連携については、港湾課が事務局の大分港、津久見港のカーボンニュートラルポート検討会などにおいて、次世代エネルギーとしての水素の利活用を検討していく形で今、取組を行っています。

木田委員 ありがとうございます。いろんなところで計画があるようですが、やはり県民に認識を広めるという意味では、公共交通でそういったものが走ることでかなり魅力的になると思います。今、大分県は水素スタンドが1基しかない状況ですから、水素の自動車は大変少ない。せつかくすばらしい生成技術が大分県で誕生しようとしているので、それをいかせる道筋をぜひつくっていただきたいと思います。

一つお尋ねしたいのが、エネルギー以外でも水素が大変有効利用できるとのことで、例えば、半導体製造や臓器移植とか、医療で有効に利用できると伺っています。

例えば、今、熊本県の半導体のことがあるが、高純度水素は半導体製造工程の中で前工程、後工程どちらで有効に使えるのか、両方使えるのか、その辺が分かれば教えていただきたいんですが。

遠山新産業振興室長 半導体の工程については、委員がおっしゃったとおり、県も地産地消で半導体産業の利用ガスとして水素を考えています。

半導体の洗浄として高純度の水素を利用する場合については、基本的には後工程が中心になるかと思います。それについても、こういった形で使っていけるか、水素の純度等も踏まえて、どの工程で可能か考えていきます。

木田委員 分かりました。熊本県に建設中のTSMCの後工程は、ひょっとして台湾に持ち帰る計画になっているのではないかなと思うんですね。大分県でこういった高純度の水素が生成できるようになれば、その部分を大分県でやっていくプランを描いた構想も、部長、ぜひよろしくお願いいたしますと思います。

平岩委員 商工観光労働部に関して私は非常に勉強不足だなどつくづく思っているんですけども、一つ分からなかったので教えていただきたいと思います。

主要な施策の成果の203ページと204ページに大分発ニュービジネス発掘・育成事業、おおいスタートアップ支援事業があります。さきほど少し話を聞いて、ベンチャー企業に対する支援をしていくんだなと思っていましたけれども、ベンチャー企業の創出、それから県内産業の活性化に向けて、どういう事業展開をされてきたのかと、コンテンツとしているいろんな企業が参加して賞に選ばれているので、少し具体的に教えていただきたいと思います。

平山経営創造・金融課長 大分発ニュービジネス発掘・育成事業とおおいスタートアップ支援事業についてお答えします。

まず、大分発ニュービジネス発掘・育成事業

ですが、創業予定や創業間もない事業者などからビジネスプランを広く公募し、新規性、成長性の高い事業計画を表彰しています。

受賞者には、県内での事業化に必要な設備投資や販売促進経費など幅広く活用できる補助金を交付してフォローアップを行い、成長性の高いベンチャー企業の創出を図っています。

令和3年度に補助金を交付した令和2年度の受賞者は7者あり、最優秀賞には水素透過性の高いバナジウムという金属を活用し、安価でコンパクトな高純度水素の生成装置の開発プランが選出されました。

また、大学生や女性、若者などからの挑戦を今まで以上に促すために創設したチャレンジ賞には、現役高校生のSNSを活用したものづくりの事業が受賞しています。

令和3年度の受賞者も同じく7者で、最優秀賞には特定の場所にひも付いたメッセージを残し、相手がある場所に来たときにメッセージを受け取ることができるアプリの開発プランが選出されました。

続いて、おおいたスタートアップ支援事業ですが、こちらは大分県産業創造機構に設置したスタートアップセンターが中心となって創業の裾野拡大と成長志向の高い起業家の発掘、育成を行うことを目的としています。

成長志向の高い起業家の事業加速化を支援するアクセラレーションプログラムでは、子育て中の薬剤師と病院をマッチングするサービスを手がけるスタートアップや、釣り雑誌の出版を通じて得た印刷技術をいかしてスマートフォンケース製造販売事業に展開した第二創業などの事業を採択しています。また、女性の起業を支援する事業では、令和3年度に家庭菜園から出る土のリサイクル事業を目指すものや、インバウンドと医療機関をつなぐ多言語プラットフォームサービスを手がける事業など8者が採択されており、事業を通じて社会課題の解決に貢献する女性起業家の創出を促進しています。

今後も人口減少や人手不足、経営者の高齢化など経営環境が変化する中で、地域経済を活性化するために雇用を生み出し、産業の新陳代謝

を進めていく創業スタートアップの支援を積極的に実施します。

平岩委員 ありがとうございます。この創業間もないベンチャー企業は大分県で生まれて、大分県で今発展している企業だと捉えていいんですかね。

平山経営創造・金融課長 こちらのベンチャー支援、創業は全て大分県に本店を置く企業、又は個人を対象としています。ですから、事業の中心はほぼ大分県内になります。

平岩委員 大分県は99.9%中小企業です。創業間もないベンチャー企業もいれば、いろんなコンサルタントが入って、それぞれの地場産業でその人たちが新たな発掘をしたり、商品開発をしたり、ベンチャー企業と一緒に裾野が広がっていけば、働く人ももしかしたら増えるかもしれないし、企業が発展していく。そう捉えていたものですから、今お聞きして、私の発想の違いに気付きました。また勉強していきたいと思いますので、よろしく願います。

浦野委員 私からは、決算事業別説明書の161ページ、営業時間短縮要請協力金給付事業費について質問します。

いわゆる時短の協力金なんですけど、通常、国や県からの補助金や助成金は厳格な審査を行い、給付まで時間がかかるパターンが多いと思います。この時短協力金については、やはり感染症対策で幅広く多くの事業者にも協力してもらわないといけないので、本当に短時間で給付に結び付ける必要があります、いろいろ御苦労とか工夫をされたと思います。実際に早く入金されて助かったという事業者の声をたくさん伺っています。

一方で、間違った数字で申請してしまったり、悪意のある事業者が不正請求をしやすい部分があったのではないかと思うんですけども、請求の誤りとか不正請求のチェックについて、どのような体制で行われたんでしょうか。また、協力金の給付後、誤りとか不正に気付いて協力金の返還を求めた件数や金額について、データがあったら教えてください。

山本商業・サービス振興課長 営業時間短縮要請協力金給付事業費についてお答えします。

まず、請求誤りや不正請求のチェック体制についてですが、協力金については電子又は紙で申請を受け付けて、県が委託した事務局にて審査を実施しました。営業カレンダーの入力や売上台帳、時短要請に応じていることが分かる写真等の提出によって、前々年度又は前年度の売上高や協力実態等の確認を実施しました。また、そうした中で、不明な点がある場合は、本人への直接連絡のほか、店舗、ホームページ等も確認しながら審査を行っており、事務局が判断に困る場合については、県職員が直接対応しました。

給付後の返還件数と金額ですが、延べ159件、3,149万1千円です。店休日を除外すべきところを除外せずに申請したもの、売上高計算において誤って税込みで算出したもの等、計算誤りによる一部返納がほとんどです。

浦野委員 ありがとうございます。請求金額の誤りのチェック体制については分かりました。

私は行政書士もやっているのですが、この給付金を何度か申請したことがあるんですけども、今答弁にもあったように、確かに申請の際に、過去確定申告した際の売上げの帳簿は税抜きだけど、直近の売上げの帳簿は税込みだったりとか、そこが事業者自身は気付いていなくてそのまま申請してしまうことがあったようです。店休日についても、休みが完全に決まっているところはいいんですけども、不定休のところはどう考えていいか分からないこともあったかと思えます。

正直、このような時短協力金を行う事態はできるだけ起こってほしくはないんですけど、また何らかの形で起きたら、今回の経験を機に、素早く正確な給付に結び付けていただきたいと思えます。

衛藤委員 主要な施策の成果の214ページ、県産品EC販売拡大支援事業についてお伺いします。

成果指標のWeb物産展における県産品の販売額が令和2年度を見ると目標値が3.4億円、

実績値が4.6億円、令和3年度を見ると目標値が4.4億円、実績値が8.2億円となっています。非常に大幅な超過達成になっていますが、この好調の理由についてお聞かせください。

山本商業・サービス振興課長 県産品EC販売拡大支援事業についてお答えします。

Web物産展における県産品の販売が好調な理由についてですが、令和2年度は大手ECモールの楽天市場及びYahoo!ショッピングにおいて、4回の割引クーポン付販売促進キャンペーンを実施しました。令和3年度は7回キャンペーンを実施して、売上金額は2か年とも目標を大きく上回りました。

好調な理由としては、コロナ禍で巣籠もり需要が増えるなど、EC市場全体の規模も年々大きくなる中、大手ECモールが独自に実施するお中元、お歳暮期におけるセールやポイントキャンペーンにあわせて本キャンペーンも実施することで効果的に集客ができたと考えています。また、県公式オンラインショップで見ると、キャンペーン期間中に県外からの購入件数が増えてきており、売上額が3千万円を超えた月もあります。こうした状況から、通常期における売上げの底上げも図られており、リピート客の増加により購入者の裾野が広がっていると考えています。

衛藤委員 ありがとうございます。事業費が大体2億円に対して販売額が8.2億円と、呼び水としての経済刺激効果が非常に大きい事業ではないかと思っており、期待をしています。

コロナ禍もあって、ECは市場規模の拡大の流れから定着してきていると思います。さきほど課長からも話があったように、Web物産展でキャンペーンをしたときに、これは大分県だけではなくて各県、各自治体が補助金を入れて、競争が激しくなっています。ここで、大分県だけがこの補助を外してしまうと、この競争から脱落してしまう危険性を持っています。今年度に関しては、残念ながら当初予算が付いていなくて、補正予算でようやく今リカバリーをきている状況なので、大分県としてぜひこの競争に勝ち残っていくためにも、新年度は当初

予算付けを御考慮いただければと要望します。
よろしく申し上げます。

馬場副委員長 要望でよろしいですか。

衛藤委員 答弁いただけるんだったら。

山本商業・サービス振興課長 今年度も国の財源を活用して、コロナ禍や燃料、物価高騰に伴う事業者支援として割引クーポンの配布によるキャンペーン事業を実施するとともに、今年度は特に県産品をライブ配信でPR、販売するライブコマースという新たな販売手法も導入して支援に取り組んでいます。こうした活用できる国の財源も見極めつつ、取組を検討していきたいと考えています。

衛藤委員 このキャンペーンのタイミングにあわせて県が補助金を入れて、そこに市町村も乗っかって入れています。市町村からも、県が入れてもらうとそこでさらに効果が強くなるので、やってほしいという声も出ているので、そこもあわせて当初予算での御検討をよろしく申し上げます。

馬場副委員長 ほかに、事前通告していない委員で質疑はありませんか。

玉田委員 事前通告していないので、数字等について今分からなければ後ほど結構ですので、よろしく申し上げます。

主要な施策の成果、201ページの事業承継促進事業についてです。

これは評価はAになっているけれども、教えていただきたいのは、この事業の当初目的のマッチングした件数、それから、マッチングした後に事業承継につながった件数。そして、事業承継できないケースを考えると随分と地域に大きな経済のマイナスの影響があるという、その額がすごく衝撃的だったんですけれども、昨年度1年間で事業承継した影響額と言うか、本来消失する額だったものが、これくらい継続できたというものがもし算出されていれば教えていただきたいと思っています。

平山経営創造・金融課長 まず、事業承継のマッチング件数ですが、県内の事業承継・引継ぎ支援センターというワンストップのセンターを設けており、そちらと関係機関で集計している

数字は、親族内承継も含めて昨年度69件のマッチングを行っています。

あと、そういった影響額はちょっと把握していませんので、調べてまた後日回答したいと思います。

玉田委員 マッチング件数は69件で、マッチングして、それが承継に実際つながったのはイコール69件でいいんですか。それが一つ。

それと、この3年間やってきた事業の中で、整理している課題等があったら一つコメントをいただきたいです。あわせて、この2年間のコロナ禍での承継問題は、もしかしたら随分と加速したのかなと、私は早くやめたいところが出てきている状況もあるのではないかなと心配しているんですけれども、その辺の状況について、把握していたら教えてください。

平山経営創造・金融課長 さきほどのマッチング件数ですが、69件のうち親族承継が39件で、いわゆるM&Aで第三者承継という形で、よそに会社を売却したのが30件あります。

あと、課題としては、黒字で金融機関とかから借入れがない場合は、表に出ずに廃業してしまうケースがあるので、そういったところを見える形で探していきたいと考えています。そういった方向けのセミナーとかも今年開催していく予定です。

玉田委員 通告なしでどうもありがとうございました。

影響額等が分かったら後ほど教えていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

馬場副委員長 影響額等はまた資料として提出をするということでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

馬場副委員長 では、よろしく申し上げます。

末宗委員 今日は決算特別委員会だからちょっと聞きにくいんだけど、要するにテレビ等のマスコミで、日本経済のマクロ的なのはよく見るんだけど、地方の経済がどうなっているかはほとんど情報が入らない。大分県においてはコロナ関係で8月までの倒産が31件という話なんだけど、その中で、コロナ資金が3年前から導入になって、返済が始まる。さきほど堤委員も

ちょっと言っていたけど、国と県の融資額が具体的にどのくらいかをまず知りたい。それと、それが何社に対して行われたのか。そこらあたりを教えてくださいなだけだね。

それで、現実感として、苦しい状況で営業している小さな企業が山ほどあると思っています。その数は出てこないからね、そこあたりも含めて、今の現況をちょっと教えてくださいな。

平山経営創造・金融課長 まず、融資額についてお答えします。

県では新型コロナ向けの資金として、がんばろう！おおいた資金繰り応援資金と新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金を用意しています。9月22日時点ですが、件数は1万9,911件、2,262億円を融資しています。

小規模事業者の対策ですが、コロナ関連の倒産は、現在のところ32件発生しています。全体の倒産件数としては例年と変わらず、横ばいで推移しています。

そういった経済状況を見ながら、この資金の継続等を勘案して考えていきます。（「聞きたいことを答えてない」と言う者あり）

利光商工観光労働部長 今御質問いただいた融資額や件数については、さきほど課長から申したとおり……（「いや、言っていないよ、今」と言う者あり）国の数字ですか。（「分からんなら分からんでいいわ」と言う者あり）国の数字は、今ちょっと手元にありませんので、後ほど調べてお返しします。

末宗委員 ちょっと形を変えて質問しよう。

要するに、コロナが始まって今年で3年目よね。そして、2,262億円は大分県だけよね。

そして、国と合わせて何千億円になるんか知らないけど、3年後に利子を付けて返済が始まる、そういう今まで融資をしてきた中で、来年の春からの見通しを聞きたいんよね。お金を融資する方はね、来年からの返済の見通しをある程度立てて融資しているはずだから。あと、さきほど言ったとおり、これはほとんど政府保証が入っているから銀行、金融機関はほとんど関係ないんだから。問題は、お金を借りた企業が本当に返済できるかどうか、現実よね。そこが

今、日本の経済でマクロ的に見て一番大事なところだと思うんよ。

株価から投資から3割近く下がっている中で、例えば、経済のデービッド・アトキンソンが言っているのは、日本の中小企業は10人ぐらいだから、それを110人以上にしないと日本の経済は持ち直されんという説もあるし、そこらあたりを踏まえて、来年の見通しをお聞きしたいんよ。どうぞ回答よろしく。

平山経営創造・金融課長 コロナ関連の融資の返済については、半分以上の企業の返済が始まっており、この秋ぐらいから本格的な返済が始まります。

さきほどの堤委員の質疑の中でもお答えしたように、条件変更に関しては信用保証協会や関係金融機関にたびたび、柔軟に応じるように要請をしており、99%を超える条件変更が行われているので、当分の間はこの条件変更によって中小企業の活動を支えていきたいと考えています。

末宗委員 支払は始まっているんだけど、あれは原価だけやったろう。確か3年間は利子が付いていない分がほとんどで、利子なしで払っていく分が今始まっている気がするんだけどね。

それと、要するに僕は借りている人が今の見通しで順調に払えるかどうかを聞きたいんよ。貸すときにそういう条件を付けて貸しているんだから。そこらあたりが見えない。例えば、僕が株を買ったり投資をしたりするのに、全然指標がないわけよ。貸付責任というか、そういう面もあるから、そこあたりの見通しをちょっとお聞きしたいんだけど。

平山経営創造・金融課長 商工観光労働部の中でも経済対策をいろいろ打っており、食のクーポンであったり食べ歩きとか、いろんな施策を打ってきているので、そういったことで県全体の経済対策になればと思っています。

末宗委員 見通しを言わんと。副委員長、僕が聞きたかったのは見通しなんよ。

馬場副委員長 今後の見通しですね。（「現在の」と言う者あり）答弁はありますか。

利光商工観光労働部長 正にこのコロナ融資の

関係の返済、さきほど申したとおり、既に一部の企業は始まっていて、ただ、これが今後、どの程度予定どおり返済が進むのかについては、様々な経済情勢の変化であったり、加えて、個別の産業ごとに状況が違います。それは同じ産業の中においても各社がおかれている状況は変わってくるので、この時点で今後の返済見通しがどのようなのかについては、確たることは申すことができません。

ただ、正に厳しい経済状況の中ですが、やはり事業を行っている企業の方に事業をしっかりと継続していただき、さらには発展していただくことが我々としてもやっていきたいこと、そのための事業なので、引き続き様々な金融機関に対する条件緩和の要請や、必要な方策は県としてもしっかりと進めていきたいと思っております。

平山経営創造・金融課長 さきほど御質問のあった国の融資額ですが、6月末で234万件、42兆円の融資が行われています。

末宗委員 ちょっと待って。答弁はいいんだけど、42兆円は分かったけど、それは大分県か。

平山経営創造・金融課長 国ですね。（「全国よね」と言う者あり）

吉竹委員 事前通告をしていませんが、資料10の一般会計及び特別会計決算事業別説明書の277ページ、商工費のところ、実は午前中に土木建築部からこの1,600万円少々の使い道の説明がありました。商工観光労働部と土木建築部の関わりが随分あるんだなという認識の下で、商工観光労働部がどう考えているかお聞きしたい点があります。

今、コロナ禍が少し弱まって、人流は車での移動がかなり多くなっています。大分県にもかなり来てくれるようになり、県外ナンバーもたくさん見ます。

そこで1点、これは商工観光労働部としてどう考えているのかを聞きたいんですが、観光客が国道や県道そして市町村道を通って、その目的地に行きます。国道、県道の除草作業を、以前は年に2回とかやっていたのが、今、ほぼ1回になっているそうです。支障木とか草類がかなりはびこっています。それが観光部門で誘客

するのに、観光立県大分県と言いながら、道路網の整備が余りよくできていない。車が走りにくい、特に大型車はセンターラインを超えるので、危険を伴うんですね。そういうことを観光分野としてしっかり誘客を進める中で、道路整備は土木建築部と横の連絡を取りながら、やっぱり除草作業等、しっかりするのが必要だと私は思うんですが、考えをお聞かせください。

安田観光誘致促進室長 観光誘客の道路の拡幅とか除草関係についての御質問ですけれども、実際、道路自体のいろんな改良とかは当然、土木建築部で市町村とか地元住民からの要望等も踏まえてしてきていると思います。観光の関係は、例えば、これまでも観光地まで大型バスが通れないとか、そういう話をいただいたこともあります。そういったことを土木建築部に伝えて、改良できないかといった協議は過去、これまでもしたことがあります。また、令和6年春のデスティネーションキャンペーンに向けて、これからまた市町村とも協力しながら、観光地に行くまで、いろんな景観のところ、立ち木など通行の支障になる場所はどこかを話しながら、あと、土木建築部とも現在協議を進めているところもあります。ただ、道路改良そのものになると、かなりの予算が発生したり、いろんなことがあるかと思うので、観光サイドだけではさすがにそこは対応できません。そういった部分は地元の要望等を聞きながら、土木建築部につなげていきたいと考えています。

吉竹委員 ありがとうございます。市町村が何か言ってくればそれに対応する、これは当然です。ではなくて、県として、例えば国道とか県道の管理を率先してやっている、そして観光立県で誘客を一生懸命進めている姿勢を見せれば、市町村もそれに習って、自分のエリアはきっちりすると思うんですよ。ただ、除草作業が年に1回という認識は、それは御存じですか。

安田観光誘致促進室長 すみません、その年に1回というのは、観光地周辺というよりは、道路とか路肩とかのことだと思うんですけれども、そういった部分は年に1回、若しくは2回とは聞いています。

吉竹委員 2回はないです。今1回になっているんです。これはあえて土木建築部に聞かなかったのは、土木建築部はあくまでも予算がと言うんです。ただ、商工観光労働部として誘客する、迎える立場として、その声が入っているのだったら、少なくとも気持ちよく来ていただいて、気持ちよく帰っていただくのを土木建築部と調整しながら考えて。全ての道路をと言っているわけではないです。問題あるところがあるんですね。私は地元が竹田市で、熊本県の隣だからという意味ではなくて、先月も今月も、結構県内をずっと回って歩いたんでね。県が観光誘客と言っているなら、少なくともどの道路から来てもいいように、きっちり管理する考えが必要だと思います。それは商工観光労働部の縦だけではなくて、横の連絡を取らないと、これはちょっと無理ではないかなと思うんです。だから、それは土木建築部の部分だとさきほどおっしゃったので、それは違うと思います。そうではなくて、一緒になってやる姿勢が一番重要だと思うんですけど、それはいかがですか。

安田観光誘致促進室長 さきほどもちょっとお話しした中で、令和6年にデスティネーションキャンペーンがあります。それに向けて、既に庁内連絡会議を立ち上げています。おっしゃるとおり、やはり場所によっては景観を阻害するところもあります。そういった部分について、来年度予算確保も含めて、土木建築部と協議を既に進めています。ただ、箇所については、やはり道路管理者はいろんなところがあるので、そういったところは市町村の御意見を聞きながらという形になるかと思っています。さきほどの回答はそういう意味です。

馬場副委員長 ほかに、事前通告していない委員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場副委員長 それでは、1名の委員外議員から事前通告が出ているので、事前通告のあった委員外議員の質疑を行います。

守永委員外議員 決算事業別説明書の168ページですが、ものづくり人材育成推進事業費についてお尋ねします。

これには小中学生の技能に対する関心を喚起するとあるのですが、具体的にはどんなことをされたのか。事業概要にあるものづくり体験教室等開催委託料や技術指導委託料はどのような方を対象として、対象者の応募等はどのようにして行ったのか教えていただきたいと思います。これは委託事業となっていますが、委託先についてはどのような手法で決定したのか教えていただきたいと思います。また、こういう事業については、コロナ禍でかなり工夫しなければならなかったと思うんですけども、その工夫された点について御紹介ください。

それともう一つ、決算事業別説明書の166ページ、労働講座等教育費についてです。

労働者、使用者を対象に労働講座を出前講座等で実施したとあるわけですが、コロナ禍の影響を受けたのではないかと思います。実施状況はどうだったのか。また、何らかの工夫を凝らしたのではないかと思います。その点も御紹介いただきたいと思います。

木内雇用労働政策課長 ものづくり人材育成推進事業費と労働講座等教育費について質問いただきました。お答えします。

まず、ものづくり人材育成推進事業費についてですが、小中学生の技能に対する関心を喚起するものとして、コロナ禍以前は小学生向けにもものづくり体験教室として、商業施設やイベント会場に技能士を派遣し、本箱や銅板工芸等の制作体験の機会を提供していました。

コロナ禍の影響によって令和2年度は商業施設やイベント会場での実施が全て中止となったことから、令和3年度は実施場所を工夫して、感染症対策を講じながら、県内各地域の小学校で実施し、4校、約230人にもものづくりの楽しさや技能士の持つ技能のすばらしさを体験してもらう機会を提供することができました。また、中学生向けには、令和3年度から新たに技能士が在籍する事業所での就業体験を導入することとしていましたが、こちらもコロナ禍の影響によって実施が困難となったために、中学校に技能士を派遣し、体験を含んだ職業講話として実施し、1校、約100人が参加しました。

ものづくり体験教室等開催委託料は、今申した小学生を対象としたものづくり体験教室と中学生を対象とした職業講話を実施したのですが、令和3年度は小中学校の在校生を対象に実施したので、応募等は学校等の調整で対象者を選定しました。

委託先は企画提案協議により決定し、令和3年度は一般社団法人分県技能士会連合会が受託しました。技術指導委託料については、職業系高校の生徒で技能検定の受験希望を持つ人を対象に、熟練技能者を高校に派遣して、合格に向けた実技指導を行ったもので、高度な熟練技能者が会員として多数在籍している一般社団法人分県技能士会連合会と随意契約を締結しました。

続いて、労働講座等教育費についてお答えします。

令和3年度は労働講座を2回、ハラスメント対策セミナーを1回、高校や企業を対象とした出前講座を77回実施しています。これは新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるキャンセルなどにより、コロナ禍以前の令和元年度より若干少ない開催回数となっています。労働講座等の開催にあたっては、感染拡大防止のため、初めて会場とオンラインの参加を併用するハイブリッド方式で企画していましたが、実際開催時期になって新型コロナウイルス感染症の感染者が増加したことから、直前にオンラインのみの開催に変更しました。

出前講座においては、対面の講座を基本としていましたが、講座を受け入れる側の事情によっては、受講者とは別室からのオンライン講義も一部開催しました。

守永委員外議員 ありがとうございます。コロナ禍でなかなか開催そのものが困難であった状況が伝わってきました。その時期に学ぶしかない方が機会を失ってしまったらもう学ぶ機会がないということでもあるので、オンライン等も工夫しながら、ぜひ積極的に展開をしていただきたいと思います。

また、ものづくり人材育成推進事業については、小中学校に出向いた形になったわけですが

れども、これまでの募集型で行った状況と学校に行く状況と、どちらが児童生徒の関心を新たに喚起できるのかが比較できたのではないかと思います。その辺の様子ももし分かれば教えていただきたいのと、積極的にそういったことも検討しながら、よりよい方法をつなげていただければと思います。

木内雇用労働政策課長 出前講座等については、例えば高校生だと、卒業して社会に出る前に労働法規等を知ってもらいたい时期的なものもあるので、できるだけ状況を考えながら開催していきたいと思っています。

ものづくり人材育成推進事業については、イベント会場等で実施するときには、小学生だけでなく保護者も一緒にしたりと、そういったところで広がりがあったり、子どもも楽しくやっている。一方で、学校であれば授業とは違うやり方ですが、どうしてもいつもの学校なので、そういったところで特別な体験が少し薄いのかなと私としては考えています。令和4年度については、コロナがだいぶ落ち着いてきたので、商業施設等での開催と学校での開催、両方やっていく形で計画しています。（「ありがとうございます」と言う者あり）

馬場副委員長 ほかに、委員外議員で質疑はありませんか。

森委員外議員 主要な施策の成果238ページ、一番下にある、おんせん県おおいた県域版DMO促進事業について伺います。

これは決算特別委員会で触れざるを得ないと思います。あえて質問をします。

公益社団法人ツーリズムおおいたでは、9月末に補助職員の逮捕者が出て、私どももその件に関しては非常に残念に思っています。この事業については3年間、ツーリズムおおいたのDMO機能を強化する目的で行われたものだと思います。ここにあるマーケティング機能や商品造成、販売力の強化、これについて数値的にどのような成果があったのかをまずお聞かせください。

佐藤観光政策課長 おんせん県おおいた県域版DMO促進事業について御質問いただきました。

もともとDMOの役割としては、地域づくりの牽引役として大分県の観光に寄与することで、DMOとして情報を収集したデータ等を市町村に還元しながら、市町村の誘客を図るなどの効果を上げています。

もう一つは自主事業としてテッパン！おおいたで、着地型の旅行商品の造成を行っているけれども、これについては、件数的にも商品的にもまだまだなので、毎月1回、検討会議を行いながら、さらなる誘客に努めている状況です。

森委員外議員 ありがとうございます。3年間、3千万円ずつDMOの機能強化でやってきたと思いますが、その中で、令和2年度における決算時点において使途不明金事案が発覚したと。

今、数値での報告はいただけませんでしたけれども、県域版DMOとしてツーリズムおおいたがしっかり役割を果たしているのか、その運営、経営、組織において課題があるのではないかと、そういったことも懸念されます。

前回、予算特別委員会でもあったかと思いますが、ツーリズムおおいたに委託している県の事業について整理したものを、表で事業費とともに資料を提供いただきたいと思うし、このツーリズムおおいたの委託について、これまでの委託内容も見直して、今後しっかりと改めてゼロベースで考える必要があるのではないかと考えていますが、その点についてはいかがですか。

佐藤観光政策課長 これまでもツーリズムおおいたに対する委託料の額が大きいといろいろなところから御指摘をいただいているので、今、来年度の予算編成に向けて、本当にツーリズムおおいたに委託すべき事業かを全て洗い直しています。ツーリズムおおいたの職員と私どもで常に協議を行っています。議員がおっしゃった方向に向けて、しっかりやっていきたいと思っています。

森委員外議員 私も決してツーリズムおおいたを否定しているわけではなくて、いずれにしても、しっかり応援したいとずっと以前から思っていて、議会等でも発言をしてきた経過があります。この際、しっかりと組織の在り方を含めて見直していただきたい。それに基づいた委託

契約を今後も検討いただきたいと思います。

馬場副委員長 委託についての資料をということで、皆さんよろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

馬場副委員長 では、よろしくお願ひします。

羽野委員外議員 主要な施策の成果220ページ、一番下の欄のおおいたDX推進事業についてお尋ねします。

主な事業内容欄の中ほどにある、地域の高齢者等にスマートフォンの楽しさや便利さを伝える支援員の育成についてですが、コロナ禍ではあったんですけども、具体的にどのような形で育成したのか。

地域のとうたっているもので、県下を網羅する形で育成したのかと思うけれども、どの程度の数の支援員が育成できたのか。

それから、その育成した支援員は具体的にどのような方法で高齢者等を支援するのか、現在されているのか。その辺を具体的に分かれば教えていただきたいと思います。

藤井DX推進課長 この事業は、情報化が進む中で、特に高齢者で、デジタルがあまり得意でない方がいるので、デジタルデバインド対策として実施していて、地域の中で身近にデジタル操作を聞ける体制をつくっていく事業です。

私どもで、ある程度デジタル機器に慣れていて、かつ地域の方に教える意欲がある方を募集して、スマートフォンの楽しさや必要性等を教える、伝える手法等を学んでいただいて、その後地域で、例えば、高齢者サロンで高齢者が集まるときに教える事業を実施しています。昨年度は別府市、宇佐市、九重町の3市町で、それぞれ10人ずつ、地域デジタル活用支援員を育成して、実際にその受講された方がそれぞれの地域の高齢者サロン等で活動しました。

羽野委員外議員 募集等は振興局単位で行うのか、あるいは市町村が実際的には行うのか、そこら辺はどうですか。

藤井DX推進課長 事前に市町村とも相談して、例えば、市町村の市報を通じて行ったり、我々で公募の形でも募集を行いました。

羽野委員外議員 ありがとうございます。市町

村は、自分の管轄の社会教育分野で恐らく各公民館等でパソコン教室とか行っている部分があるのではないかと思います。ぜひそこら辺と連携を行って、特にスマートフォンを公民館の活動、あるいはそれも含めた活動の中で、そういったのを取り入れる市町村については支援しますよみたいなことをしたら、一気に増えるのではないと思うので、ぜひ社会教育分野との調整をお願いします。

藤井DX推進課長 ありがとうございます。市町村の高齢者を管轄する部門、また、今御意見のあった社会教育を管轄する部門、こちらと今も連携取りながら実施をしているので、一層連携して取り組んでいきたいと考えています。

馬場副委員長 ほかに、委員外議員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場副委員長 それでは、本日の質疑を踏まえ、全体を通して委員から、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場副委員長 別にないので、これで質疑を終了します。

それでは、これをもって商工観光労働部関係の審査を終わります。執行部の皆様はお疲れ様でした。

これより内部協議に入るので、委員の方はお残りください。

〔商工観光労働部、委員外議員退室〕

馬場副委員長 これより内部協議に入ります。

さきほどの商工観光労働部の審査における質疑等を踏まえ、決算審査報告書を取りまとめたと思いますが、特に指摘事項や来年度予算に反映させるべき意見要望事項等があればお願いします。

衛藤委員 2点あって、1点目がECの件、さきほどお話しさせていただきました。着実に効果が上がっている一方で、他県、他自治体との競争が激しくなってきているので、そこから脱落しないためにも、しっかりと当初予算組みを

お願いできればという要望が一つ。

もう一つが、さきほど森議員からも話があったツーリズムおおいたの件です。議会としても、先日こういった事件が発覚した以上、ここに触れないのはまずいかと思います。問題があるかと思っています。しっかりと問題を精査して、今のツーリズムおおいたに対する県からの補助や委託の有り様が正しいかどうかともゼロベースでしっかりと審査するよう、議会からも申し入れていただくようお願いします。

堤委員 コロナの関係で、かなりいろんな補助金があります。さきほど質問したのは、今後、第8波がどうなるか分かりませんが、それに対応するためには様々な補助金の制度の仕組みをもう一遍検査をすると。これで30%減少が大丈夫であったのかと。それ以外の状況はどうか。また、時短営業でこれに該当しない業者もたくさんいたわけですから、そういう方に対する支援策はどうか。プレミアム商品券などいろいろ言っていますけれども、そうではなくて、そういう直接の支援金制度についての今後の方向性と検討ね。国に準じて、県としても今後そういうのがあれば検討すると言っていたので、ぜひそれは今後の糧としても検討していただきたいと思うので、よろしくお願います。

馬場副委員長 ただいま委員からいただいた3点について御意見、御要望が出たので、審査報告書案として取りまとめる際に皆さんに検討いただきたいと思います。

詳細については委員長に御一任いただきたいと思いますですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

馬場副委員長 それでは、そのようにします。

以上で、商工観光労働部関係の審査報告書の検討を終わります。

ここで、執行部が入室するので、しばらくお待ちください。

〔警察本部、委員外議員入室〕

馬場副委員長 これより、警察本部関係の審査

に入りますが、説明は要点を簡潔明瞭にお願いします。

それでは、警察本部長の説明を求めます。

松田警察本部長 それでは、令和3年度における主要な施策の成果について御説明します。大分県長期総合計画安心・活力・発展プラン2015のうち、警察本部が所管している施策は、犯罪に強い地域社会の確立及び人に優しい安全で安心な交通社会の実現の2施策です。本日は、この2施策における事業のうち、主なものを三つ御説明します。

資料番号11大分県長期総合計画の実施状況について、タブレットの87ページ、お手元の冊子の85ページを御覧ください。

まず、上から三つ目の特殊詐欺等水際対策強化事業について御説明します。この事業は、特殊詐欺の被害防止を図るため、詐欺の手口に対応した対策を実施したものです。令和3年度の決算額は1,675万7千円です。

主な事業内容欄を御覧ください。一つ目の水際対策強化事業については、コールセンターの電話オペレーターが、被害に遭う可能性の高い高齢者宅へ、電話で直接注意喚起等を実施したものです。二つ目の特殊詐欺被害防止注意喚起事業については、特殊詐欺の各種手口を紹介した「大分おかし話」と題する4コマ漫画チラシを作成し、県内全戸に回覧するなど、高齢者を中心に特殊詐欺に対する意識の高揚を図る広報啓発活動等を実施したものです。

その右の主な活動指標と達成率欄を御覧ください。活動指標のコールセンター注意喚起完了件数は目標を達成しています。しかしながら成果指標については、特殊詐欺被害件数の目標値112件以下に対し、実績値は150件で目標を達成することができず、達成率による事業の評価はDとなっています。これは、パソコンサポート名目で架空料金を請求するなどの、少額かつ被害者の年齢を問わない詐欺が増加したためです。ただし、被害金額は前年よりも約2億1千万円減少し、過去最少となりました。本年度は被害件数を減少させるため、高齢者への注意喚起を引き続き実施するとともに、動画を活

用したテレビCMやYouTube等での放映、特殊詐欺被害防止啓発ソング「ひとりじゃないよ」による注意喚起など、あらゆる世代に向けた広報啓発を重点的に取り組んでいます。

続いて、タブレットの92ページ、冊子の90ページを御覧ください。上から二つ目の高齢者交通事故防止総合対策事業について御説明します。この事業は、高齢者の交通事故防止を図るため、体験型の交通安全講習を実施したものです。令和3年度の決算額は343万9千円です。

主な事業内容欄を御覧ください。一つ目の高齢歩行者の交通事故防止対策については、高齢者を対象に、歩行者用危険予測シミュレータを活用した講習等を実施したものです。二つ目の高齢運転者の交通事故防止対策については、高齢運転者を対象に、運転能力診断システムを活用した安全運転講習を実施したものです。

その右の主な活動指標と達成率欄を御覧ください。活動指標の歩行シミュレータによる講習回数及び運転能力診断システムによる講習回数のいずれも、目標を達成しています。これら活動の結果、成果指標欄に記載のとおり、高齢者交通事故死傷者数の目標値952人以下に対して、実績値は597人で、目標を達成しました。よって、達成率による事業の評価はAとなっています。

続いて、タブレットの94ページ、冊子の92ページを御覧ください。上から三つ目の思いやりの横断歩道整備事業について御説明します。この事業は、歩行者に安全かつ快適な交通環境を提供するために実施したものです。令和3年度の決算額は8,139万3千円です。

主な事業内容欄を御覧ください。一つ目の摩耗した横断歩道の更新については信号機のない場所を中心に、摩耗の進んだ横断歩道の更新を実施したものです。二つ目の歩行者を照らす人感ライトのLED化についても、信号機のない横断歩道に設置された老朽化した人感ライトを、LEDの人感ライトへ更新したものです。

主な活動指標と達成率欄を御覧ください。横断歩道更新数及び人感ライト更新数のいずれも、

目標を達成しています。これらの活動の結果、成果指標欄に記載のとおり、交通事故死傷者数の目標値4,438人以下に対する実績値は2,868人であり、目標を達成しました。よって、達成率による事業の評価はAとなっています。なお、この成果指標について、令和4年度から事業目的の結果をよりの確に表すため、横断歩道上の歩行者事故件数に変更し、目標値を128件以下としています。

小野会計課長 警察本部所管に係る令和3年度一般会計決算の主な事項について御説明します。

資料番号9決算附属調書、タブレットの13ページ、冊子の8ページを御覧ください。歳入決算額の予算に対する増減額です。

主なものは、警察費国庫補助金が822万円の減額となっています。これは、交通安全施設整備費の繰越しに伴う施設整備費補助金の減収のほか、感染症対策強化事業費が見込みを下回ったことに伴う新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減収等によるものです。タブレットの29ページ、冊子の23ページを御覧ください。不用額です。主なものは、上から二つ目の警察活動費の不用額が9,518万4,604円となっています。これは、旅費等が見込みを下回ったことや経費の節減によるものです。

タブレットの33ページ、冊子の26ページを御覧ください。収入未済額です。上から四つ目の諸収入のうち、延滞金の警察本部会計課分5,800円及びその二つ下の過料等229万円については、放置違反金に係る収入未済額です。一番下の雑入のうち、警察本部会計課分25万4,180円については、白バイに対する追突事故の当事者が修理代を分割して支払うことになっており、その未払分です。

続いて、事業別の決算状況について御説明します。

資料番号10一般会計及び特別会計決算事業別説明書、タブレットの363ページ、冊子の347ページの令和3年度歳出決算総括表を御覧ください。第9款警察費は、予算現額269億2,646万9千円、支出済額266億6,

803万8,890円、翌年度繰越額3,296万4千円、不用額2億2,546万6,110円です。

タブレットの365ページ、冊子の349ページを御覧ください。主要な施策の成果で御説明したものを除き、目別に決算額と主な内訳を御説明します。第9款警察費第1項警察管理費第1目公安委員会費の決算額は736万5,082円です。内訳は、公安委員3人の報酬が678万円、公安委員の旅費等公安委員会の運営に要した経費が58万5,082円です。

次に、同じページ下段の第2目警察本部費の決算額は221億7,465万7,296円です。主な内訳は、警察官及び一般職員計2,378人分の給与費が206億9,286万9,786円です。その下、治安維持を担う人材育成推進事業費が1,015万8,800円で、これは若手警察職員の人材育成、確保を推進するため、各種研修の充実等に要した経費です。その下、警察運営費が14億5,474万8,110円で、主なものは、三つ下の警察運営諸費11億7,827万3,110円です。これは、赴任旅費、健康管理経費、庁舎の維持管理経費や警察官等に貸与する被服の調整、電子計算組織の運用等に要した経費です。一番下の感染症対策強化事業費は1,688万600円で、ウイルス感染防止のため、運転免許センターの換気設備の改修工事等に要した経費です。

タブレットの366ページ、冊子の350ページを御覧ください。第3目装備費の決算額は3億4,787万3,472円です。主な内訳は、ヘリコプター資機材等整備事業費が8,536万2,593円で、これは、ヘリコプターの特別点検整備等に要した経費です。翌年度繰越額1,681万9千円は、航空機部品のオーバーホールについて、令和4年度に繰り越したものです。その下の車両等燃料費が1億8,419万5,262円で、これは、警察車両、ヘリコプター及び船艇の燃料購入費です。

次に、同じページ下段の第4目警察施設費の決算額は21億6,653万1,194円です。主な内訳は、一番上の国東警察署整備事業費が

6億9,569万5,350円です。そのうち繰越事業費は7,963万2,210円で、庁舎建設に係る工事を一部、令和3年度に繰り越したものです。二つ下の警察施設改修費が7,925万8,928円で、これは、警察署、交番、駐在所、職員住宅等警察施設の改修等に要した経費です。翌年度繰越額1,095万3千円は、杵築幹部交番の電気設備改修工事について、令和4年度に繰り越したものです。その下、交通安全施設整備費が8億3,700万6,927円で、これは交通管制機能の充実、信号機の新設、更新等交通安全施設の整備に要した経費です。翌年度繰越額519万2千円は、通学路対策のための道路標識等の整備費について令和4年度に繰り越したものです。

タブレットの367ページ、冊子の351ページを御覧ください。中ほどの第5目運転免許費の決算額は7億942万7,084円です。主な内訳は、上から二つ目の運転者管理システム改修事業費が7,289万7,440円で、これは道路交通法の一部改正に伴う運転者管理システムの改修に要した経費です。その下、自動車運転免許事務費が6億2,787万6,419円で、これは、運転免許証更新時等の講習及び運転免許試験の実施並びに運転免許証発行のための機器の維持管理等運転免許事務に要した経費です。

次に、同じページ下段の第6目恩給及退職年金費の決算額は1,846万9,366円で、これは昭和37年11月以前に退職した警察職員及びその遺族に支給した警察恩給費です。なお、本年10月の支給対象者は17人です。

タブレットの368ページ、冊子の352ページを御覧ください。第2項警察活動費第1目警察活動費の決算額は12億4,371万5,396円です。主な内訳は、一番上の地域見守り力向上事業費706万6千円で、これは、自治会等に対する地域の見守り力を向上させるため、防犯カメラの設置を補助するなどの取組支援に要した経費です。中ほどの一般警察活動費が2億2,715万5,482円で、主なものは三つ下のその他活動費2億145万4,46

3円です。これは警察電話専用料等の通信運搬費、一般警察活動旅費、職員への教養、広報等一般警察活動に要した経費です。その下の警察業務効率化推進事業費が6,761万5,680円で、これは、複雑、多様化する治安情勢に的確に対応するため、業務を効率的に推進する環境の整備に要した経費です。その下、刑事警察費が2億3,933万7,142円で、主なものは一番下の犯罪捜査等諸費1億8,657万2,988円です。これは刑事事件捜査費、捜査用資器材の整備、捜査資料の作成等刑事、生活安全活動に要した経費です。

タブレットの369ページ、冊子の353ページを御覧ください。上から二つ目の110番通信指令システム管理事業費が2億758万2,672円で、これは、災害対応能力や初動警察活動を強化するための110番通信指令システム及び総合指揮室映像表示システムの維持管理に要した経費です。その二つ下の交通指導取締費が2億5,126万3,895円で、主なものは一番下の交通指導取締諸費2億881万4,443円です。これは、交通事件捜査費、取締用資器材の整備等交通警察活動等に要した経費です。

馬場副委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し簡潔明瞭に答弁願います。

事前通告が1名の委員から出されているので、まず事前通告のあった委員の質疑から始めます。**堤委員** まず、昨年度決算の中で捜査活動用のビデオカメラや通信傍受機器などの購入費及びリース料と所有台数はどれぐらいあるのか。

また、先日、2016年度から2020年度にかけて、警察が民間の商業衛星から地上を撮影した画像を販売業者から購入し、犯罪捜査に活用していることが報道されていたが、大分県警察としてこのような事例はこれまであったのか、また、今後の活用計画はあるのか。

副委員長、今、小野課長の話を聞きながらちょっと疑問があったので、1点追加します。

決算附属調書の26ページ、収入未済の関係で、延滞金で5,800円、過料等で148件229万円とありますよね。これについて、経営不振とか滞納となっているけど、結果として入らなかった場合、滞納された方はどうなりますか。実際に入らなかったら、収入未済で消えていくと思いますが、そこら辺の責任の所在はどうなるのか教えてください。

佐藤警務部長 令和3年度決算における捜査活動用ビデオカメラの購入等の費用及び所有台数についてですが、購入はありません。借上げはあり、借上料は496万1,148円です。所有台数は、令和4年3月末時点で55台所有しています。

また、お尋ねの通信傍受機器については、通信傍受法で特定電子計算機と定められており、この機器については、令和3年度決算において県警察として購入費やリース料は生じておらず、また、県警察においてそうした機器の所有もありません。

続いて2点目です。衛星画像の捜査利用についての御質問と認識していますが、衛星画像供給業者が提供する衛星画像については、民間で様々な用途に活用されていると承知しています。本県においても、各種警察活動を遂行する上で衛星画像の活用に有用性がある場合は、警察庁に解析依頼申請をして提供を受けた衛星画像を活用しています。今後ですが、今後も衛星画像の活用に有用性がある場合には必要に応じて活用していきたいと考えています。

小野会計課長 収入未済については、最終的に入らない場合には、時効の完成として不納欠損処分をしています。

中川交通指導課長 放置違反金制度は、交通指導課の取締り業務となります。平成18年に放置違反金制度が始まり、本来、運転者責任として駐車違反を取り締まりますが、逃げ得を許さないということで始まりました。

放置違反金制度の放置違反金の収納状況ですが、ほぼ90%以上で、昨年度は96%です。放置違反金は取締りという観点からもしっかり収納していますが、その中で、どうしても相手

方が亡くなったり、所在不明や極端な話、海外に行かれているなどの理由のあるものについては、時効が5年なので、その時点で不納欠損となります。基本的には逃げ得を許さないということで、しっかりと放置違反金の収納に努めています。

堤委員 時効が5年ということで、当然以前のもものは消えるわけですね。その罰金は消えるけど、責任は多分残るのかな。違反した行為、その部分ね。事例として死亡と海外へ行っているという話があったけど、収納率が96%で、残りの4%がみんな死んだとか海外に行ったとは思わないですが、仮に本人の資力が全くないとか、自己破産した場合の責任の所在はどうなるのかな。それも消えるかが聞きたいです。つまり軽微な罪を犯して、時効になればその罪も消えるのかを確認したかったわけです。刑法で多分時効があるでしょうね。軽微な場合は何年間という時効がね。そこら辺をちょっと教えてください。

それと、通信衛星の関係、県警で必要となれば警察庁に依頼して、警察庁が民間から買って、それを教えてくると、流れはそういう形になりますね。昨年度は大体何件ぐらいそれがあったのかが分かれば教えてください。

佐藤警務部長 件数については、捜査目的で使っており、活用実績については、今後の捜査活動に支障を及ぼすおそれがあるので、回答は差し控えさせていただきたいと思います。

中川交通指導課長 委員の御質疑の責任ですが、時効については、刑法ではなく民法の消滅時効で5年となります。

理由なき未済を無くすため、さきほども申したとおり、死亡、所在不明、判例でもありますが、生活保護受給者等で生活困窮している方から無理やり収納することはできないので、平成18年度から不納欠損については厳格に解釈して警察としても対応していますが、例えば、これは運転者責任に対する行政処分の点数制度は全く適用にならないので、あくまでも放置違反金の収納のみになります。ですから、この収納ができない場合、委員のおっしゃった責任につ

いては、これ以上の追及はできないのが現実的な問題です。

堤委員 さきほどの件数は捜査の目的で回答は差し控えるということでしたが、件数は新聞でも公表されているでしょう。金額も公表されている。大分県警だけ公表できないのはおかしいと思いますが、そこら辺ははっきりと、もしできないのであればなぜしないのか、捜査目的ではなく、民法上なのか、刑事法上なのか、法律の規定をきちっと指し示して、できませんと答弁してください。

佐藤警務部長 繰り返しになって恐縮ですが、警察庁が全国警察の捜査目的による衛星画像購入実績を公表していることは承知しています。各都道府県警察の活用実績を明らかにすることは、都道府県警察ごとの事件が特定され、個別の事件に関する具体的な捜査手法、捜査能力を明らかにすることにつながります。違法行為を行おうとする者に対抗措置を与えてしまうことにつながりかねないので、回答は差し控えたいと思います。

堤委員 法律上の根拠はどこにあるの。

佐藤警務部長 法律としては、任意捜査ですので、刑事訴訟法がもともとの法律であり、根拠通達等がありますが、それに基づいて適正にやっていくことになっています。ただ、それに法律があるから回答しないということではなく、やはり捜査目的という点を重視して、我々としては回答を差し控えさせていただきたいと思えます。

馬場副委員長 ほかに、事前通告されていない委員で質疑はありませんか。

平岩委員 事前通告できなかつたのですが、2点あります。

決算というより、日頃いつも思っていることですが、私はコンビニを通過してショートカットしている車をととても多く見かけるんですね。交通マナーとか事故抑止という点に関わると思いますが、自転車に乗った中学生や高校生が見ているんですね。よくないことを教えているなど思えます。コンビニ等は私有地なので、いろいろ指導ができないとも聞いたことがあります。

その点についてどうお考えかということ。

もう1点は未解決事件のことです。大分市の松岡郵便局の事件、横尾の五條堀さんの事件、そして今年の夏、別府市でバイクが後ろからぶつけられて、いまだ犯人が逃走している事件。何年も何年も聞き取り調査をしているし、チラシも配って、別府警察署も、大分東警察署も一生懸命捜査されていると思います。早く解決できるといいなといつも思っているのですが、こういう事件に対する今のお考えをお聞かせいただければと思います。

渡邊交通部長 ショートカットの関係でお答えします。これは、対面信号が赤色のときに角にあるコンビニ等の駐車場を横切ることを言われていると思います。道路交通法上、歩道があって、歩道を通るときは車が一旦停止して、歩行者の安全を確認しながら通行しなければならず、これに違反すれば歩道横断条件違反という交通違反になりますが、現実的にはこれを現場で検挙と言うか、指導するのはなかなか困難です。ですから、県警はコンビニやスーパー等の管理者に対して、できれば通り抜けできないような駐車枠の見直しや注意看板の設置などを働きかけています。引き続き、現場における指導取締りと管理者対策により事故未然防止に努めていきたいと考えています。

次に2点目については、6月29日に別府市で死亡ひき逃げ事件が発生しました。発生当初から別府警察署に捜査本部を設置して捜査を行っていますが、いまだに犯人の発見、逮捕には至っていません。御両親をはじめ、遺族の心情を察するに、捜査員一人一人が一日も早い事件の解決のために取り組んでいます。いまだにこういう状況です。捜査の詳細については、ここではお話しできませんが、引き続き公開捜査をしているので、皆さんからいただいた情報など各種捜査を進めて、被疑者の発見、逮捕、事案の解明に努めたいと考えています。

芦刈生活安全部長 五條堀美咲さんの行方不明事案について御説明します。周知のとおり、平成28年9月26日、大分市横尾で五條堀美咲さん、当時24歳の女性が行方不明になられた

と御両親から届出を受け、現在も捜索している状況です。9月26日にビラ配り等をし、また情報提供を呼びかけましたが、特に有力な情報は今のところありません。発生以来、295件ほどの情報をいただいています、具体的な情報は現在のところまだ入手には至っていません。必ず見付け出すという信念を持って捜査を継続しています。

甲斐刑事部長 松岡郵便局長が殺害された事件と宇佐市内で酒屋の店主が殺害された事件の二つを重要未解決事件と位置付けて、大分東警察署と宇佐警察署に捜査本部を設置して、なお捜査を継続しています。交通部長や生活安全部長と同じ思いですが、一日も早い解決を目指して、捜査員一丸となって新しい鑑定の技術なども交えて捜査を継続しているので、どうか見守っていただきますようお願いいたします。

平岩委員 ありがとうございます。急に言って申し訳ありませんでした。人々の記憶の中から薄れていくのはとてもつらいことで、御家族にとっては絶対忘れられないことだと思いますので、どうぞ引き続きよろしくをお願いします。

馬場副委員長 ほかに、事前通告していない委員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場副委員長 事前通告が1名の委員外議員から出されているので、事前通告のあった委員外議員の質疑を行います。

守永委員外議員 事業別説明書の350ページ、具体的には主要な施策の成果92ページに書いてありますが、交通安全施設整備費についてです。

信号機の新設と改良で、新設が2基、改良が117基とありますが、要望としてあがってきたもののうち、どの程度が整備できたのか教えていただきたいと思います。要望がある中で危険度や優先度を検討しながら事業を実施していると思いますが、その判断基準についてお示しいただけるものがあれば、教えていただければと思います。

それと、この事業に直接関係あるのか分かりませんが、視覚障がい者用の補助機能のある押

しボタン式信号機等で、押しボタンの設置位置を知らせるための音源がありますが、信号が青に変わったことが判断できないものがあります。一事例として、アイネスの前にある高砂町に渡る押しボタン式信号です。結果的に視覚障がい者が安全に渡るための機能を果たしていないわけですが、このような信号機の改良は難しいのでしょうか。

渡邊交通部長 まず、1点目の交通安全施設整備費に係る信号機設置の要望についてです。

令和3年度の信号機設置の要望は57件あります。警察庁により示された信号機設置の指針の設置条件を満たすものについて、地域住民及び道路利用者の意見に配慮しつつ、交通の安全と円滑を実現する上で信号機の設置が真に必要な場所を選定し、2基を新設しました。

改良についての指針はなく、要望の都度、現地の危険度や交通量などから優先度を検討し、半感応化や押しボタン化などの要望に対し、117基を改良しました。

警察庁により示された信号機設置の指針には、信号機の設置のための必要条件として、主道路の自動車等往復交通量が最大となる1時間の主道路の自動車等の往復交通量が原則として300台以上あること、隣接する信号機との距離が原則として150メートル以上離れていることなど5項目があります。

また、択一条件として、小中学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所、児童公園、病院、養護老人ホーム等の付近において、生徒、児童、幼児、身体障がい者、高齢者等の交通の安全を特に確保する必要があることなど4項目が規定されています。

2点目の交通安全施設整備費に係る視覚障がい者用の補助設備付信号機についてです。御指摘の押しボタン式信号については、身体の不自由な方のために横断秒数を延長するためのものであり、視覚障がい者用の音響装置付押しボタン信号ではありません。押しボタンの位置を知らせ、感知したことを示す音を発するものの、その音量は小さなもので、歩行者の道路横断を誘導するためには別に音響装置を設置する必要

があります。

同信号機については、視覚障がい者用の音響装置の設置要望があり、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律で定める重点整備地区内の主要な横断歩道にも該当することから、今年度予算で音響装置を設置する予定です。

守永委員外議員 設置基準そのものについては、1時間当たりの最大交通量が300台以上、150メートル隣接信号と離れているなど、状況を踏まえながら、ほかの要素も加味していると思います。その辺は理解しました。

また、視覚障がい者用信号機ではなく、ボタンを押せば青の時間が長くなる機能しか持っていないことも分かりました。ただ、音でどこにボタンがあるかを知らせることは、視覚障がい者からすればその位置が分かることであり、ボタンを押す場所が分かったからボタンを押す。その後信号の変化がわからないのは、やはり危険な状態ではないかと思ったので、今年度予算で改良されるのは大変ありがたいと思います。よろしくをお願いします。

馬場副委員長 ほかに、事前通告していない委員外議員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場副委員長 それでは、本日の質疑等を踏まえ、全体を通して委員から、ほかに何か質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場副委員長 別にないので、これで質疑を終了します。

これをもって警察本部関係の審査を終わります。執行部はお疲れ様でした。

これより内部協議に入るので、委員の方はお残りください。

〔警察本部、委員外議員退室〕

馬場副委員長 これより内部協議に入ります。

さきほどの警察本部の審査における質疑等を踏まえ、決算審査報告書を取りまとめたいと思いますが、特に指摘事項や来年度予算へ反映さ

せるべき意見、要望事項等があればお願いします。

堤委員 さきほどの件ですが、捜査上の問題で公開できないというのは非常に便利な言葉で、私は結局昨年何件あるのかと、それを聞いただけであって、その手法とか、さらにはどういう事件のときにやったのかとか、そういうのを聞いているわけではないんですね。だから、議会の中で最大限答えられるように県警としても努力してほしいし、そういう言葉だけで片付けてほしくないですし、ちょっと気になったので、その点を指摘しておきます。

馬場副委員長 ただいま委員からいただいた御意見、御要望及び本日の審査における質疑を踏まえ、審査報告書案として取りまとめたいと思います。

詳細については委員長に御一任いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

馬場副委員長 それでは、そのようにします。

以上で、警察本部関係の審査報告書の検討を終わります。

以上で本日の審査日程は終わりましたが、この際ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場副委員長 それでは、次回の委員会は18日、火曜日の午前10時から開きます。

以上をもって、本日の委員会を終わります。お疲れ様でした。